

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-76151

(P2006-76151A)

(43) 公開日 平成18年3月23日(2006.3.23)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>B 4 2 D 15/10 (2006.01)</b>	B 4 2 D 15/10 5 0 1 J	2 C 0 0 5
<b>G 0 6 K 19/07 (2006.01)</b>	B 4 2 D 15/10 5 2 1	5 B 0 3 5
<b>G 0 6 K 19/07 (2006.01)</b>	G 0 6 K 19/00 K	
	G 0 6 K 19/00 H	

審査請求 未請求 請求項の数 20 O L (全 30 頁)

(21) 出願番号	特願2004-263103 (P2004-263103)	(71) 出願人	000001351 コクヨ株式会社 大阪府大阪市東成区大今里南6丁目1番1号
(22) 出願日	平成16年9月9日(2004.9.9)	(71) 出願人	302071782 タック化成株式会社 愛媛県四国中央市川之江町長須222番地の2
		(71) 出願人	399020234 株式会社藤井 石川県金沢市打木町東1456番地
		(74) 代理人	100085338 弁理士 赤澤 一博

最終頁に続く

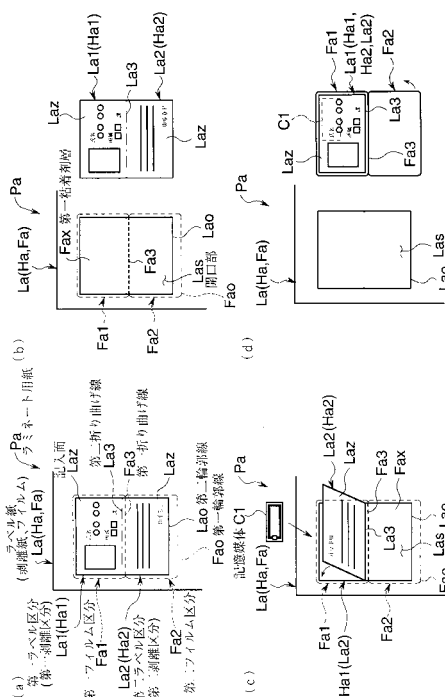
(54) 【発明の名称】 記憶媒体一体型カード

(57) 【要約】

【課題】小ロットの製造にも適し、且つ製作工程において記憶媒体を破損することなく信頼性に優れた記憶媒体一体型カードを提供する。

【解決手段】透光性フィルムF aとラベル紙L aとをそれらの粘着剤層F a x、L a xを有する側の面を対向させ、両者の間に剥離紙H aを介在させた三層構造をなすラミネート用紙P aにおいて、ラベル紙L aへの所要事項の印刷又は記入後に、ラベル紙L a、剥離紙H aに形成した各一对のラベル区分L a 1、L a 2、剥離区分H a 1、H a 2を一旦離脱させて裏返し、その離脱させた跡である開口部L a sに嵌め戻し、それらをフィルムF aに形成した一对のフィルム区分F a 1、F a 2と共にラミネート用紙P aから離脱させて、剥離区分H a 1、H a 2の間に記憶媒体C 1を挟持させた状態で重ね合わせたラベル区分L a 1、L a 2の各記入面L a zを各ラベル区分F a 1、F a 2で覆った形態の両面表示可能なIDカードC aとした。

【選択図】 図3



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

非接触で情報通信可能なシート状の記憶媒体と、所定の内容が印刷又は筆記され得るカード本体とを一体的に備えてなる記憶媒体一体型カードであって、

前記カード本体が、一方の面に第一粘着剤層を形成し透光性を有するフィルムと、一方の面を前記所定の内容が印刷又は筆記可能な記入面とするラベル紙とを重層してなるラミネート用紙から形成されるものであり、

当該ラミネート用紙が、前記第一粘着剤層を介して前記フィルムと前記ラベル紙とを剥離可能に接着してなるものであり、

前記フィルムに形成される抜き加工用の第一輪郭線により包囲されるフィルム上の領域に互いに略等しい平面視寸法を有する第一フィルム区分及び第二フィルム区分を設定し、前記ラベル紙に形成される抜き加工用の第二輪郭線により包囲されるラベル紙上の領域に前記第一フィルム区分及び第二フィルム区分よりも小さく且つ互いに略等しい平面視寸法を有する第一ラベル区分及び第二ラベル区分を設定し、少なくとも前記第一フィルム区分と重合する範囲内に前記第一ラベル区分を位置付けてあり、

前記記入面に印刷又は筆記した前記ラベル区分を、前記第二輪郭線に沿って前記ラミネート用紙から一旦離脱させ、且つ当該離脱後の前記第二輪郭線によりラベル紙に形成される開口部に前記各ラベル区分の何れか一方又は両方の記入面が前記フィルム区分と対面する裏返し姿勢で嵌め込み、前記記入面を前記各フィルム区分のうち一方又は両方のフィルム区分の前記第一粘着剤層に貼着させた状態で、重層状態にある前記ラベル区分及び前記フィルム区分を前記第一輪郭線に沿って前記ラミネート用紙から分離することにより何れか一方又は両方のラベル区分に、何れか一方又は両方のフィルム区分によってラミネート処理を施した前記カード本体を形成し、

当該カード本体における前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分とを、これら各ラベル区分の間に前記記憶媒体を挟持させ且つ互いの記入面をそれぞれ外側に向けた状態で重ね合わせるとともに、前記各ラベル区分を外側から挟み込んだ状態で対面する前記第一フィルム区分と前記第二フィルム区分の前記第一粘着剤層同士を貼り合わせた構成を有していることを特徴とする記憶媒体一体型カード。

## 【請求項2】

前記カード本体が、前記第一粘着剤層と前記ラベル紙との間にさらに剥離紙を介在させてなるラミネート用紙から形成されるものであり、

当該ラミネート用紙が、前記第一粘着剤層を介して前記フィルムと前記剥離紙とを剥離可能に接着するとともに、前記ラベル紙の他方の面に形成した第二粘着剤層を介してラベル紙と剥離紙とを剥離可能に接着し、前記剥離紙を前記第二粘着剤層よりも前記第一粘着剤層に対して優先的に剥離し得るように設定したものであり、

前記剥離紙に前記ラベル紙と共通の前記第二輪郭線を形成し、当該第二輪郭線により包囲される剥離紙上の領域に前記第一ラベル区分及び第二ラベル区分と略同一の平面視寸法を有する第一剥離区分及び第二剥離区分を設定するとともに、前記第一ラベル区分と前記第一剥離区分、及び前記第二ラベル区分と前記第二剥離区分とをそれぞれ同一箇所に重合させてあり、

前記記入面に印刷又は筆記した前記各ラベル区分を前記各剥離区分と共に前記第二輪郭線に沿って前記ラミネート用紙から一旦離脱させ、且つ重層状態にある前記各ラベル区分及び前記各剥離区分を、当該離脱後の前記第二輪郭線によりラベル紙及び剥離紙に形成される開口部に前記各ラベル区分の何れか一方又は両方の記入面が前記フィルム区分と対面する裏返し姿勢で嵌め込み、前記記入面を前記各フィルム区分のうち一方又は両方のフィルム区分の前記第一粘着剤層に貼着させた状態で、重層状態にある前記剥離区分、前記ラベル区分及び前記フィルム区分を前記第一輪郭線に沿って前記ラミネート用紙から分離することにより何れか一方又は両方のラベル区分に、何れか一方又は両方のフィルム区分によってラミネート処理を施した前記カード本体を形成し、

当該カード本体における前記第一剥離区分と前記第二剥離区分とを、これら各剥離区分の

間に前記記憶媒体を挟持させ且つ各剥離区分にそれぞれ重層してなる前記各ラベル区分の記入面をそれぞれ外側に向けた状態で重ね合わせるとともに、前記各ラベル区分を外側から挟み込んだ状態で対面する前記第一フィルム区分と前記第一フィルム区分の前記第一粘着剤層同士を貼り合わせた構成を有している請求項1記載の記憶媒体一体型カード。

【請求項3】

前記カード本体が、前記第一粘着剤層と前記ラベル紙との間にさらに剥離紙を介在させてなるラミネート用紙から形成されるものであり、

当該ラミネート用紙が、前記第一粘着剤層を介して前記フィルムと前記剥離紙とを剥離可能に接着するとともに、当該剥離紙と前記ラベル紙とを、前記ラベル紙の他方の面に形成した第二粘着剤層を介してラベル紙と剥離紙とを剥離可能に接着し、前記剥離紙を前記第二粘着剤層よりも前記第一粘着剤層に対して優先的に剥離し得るように設定したものであり、

前記剥離紙に前記ラベル紙と共通の前記第二輪郭線を形成し、当該第二輪郭線により包囲される剥離紙上の領域に前記第一ラベル区分及び第二ラベル区分と略同一の平面視寸法を有する第一剥離区分及び第二剥離区分を設定するとともに、前記第一ラベル区分と前記第一剥離区分、及び前記第二ラベル区分と前記第二剥離区分とをそれぞれ同一箇所に重合させてあり、

前記記入面に印刷又は筆記した前記各ラベル区分を前記各剥離区分と共に前記第二輪郭線に沿って前記ラミネート用紙から一旦離脱させ、且つ重層状態にある前記各ラベル区分及び前記各剥離区分を、当該離脱後の前記第二輪郭線によりラベル紙及び剥離紙に形成される開口部に前記各ラベル区分の何れか一方又は両方の記入面が前記フィルム区分と対面する裏返し姿勢で嵌め込み、前記記入面を前記各フィルム区分のうち一方又は両方のフィルム区分の前記第一粘着剤層に貼着させた状態で、重層状態にある前記剥離区分、前記ラベル区分及び前記フィルム区分を前記第一輪郭線に沿って前記ラミネート用紙から分離することにより何れか一方又は両方のラベル区分に、何れか一方又は両方のフィルム区分によってラミネート処理を施した前記カード本体を形成し、

当該カード本体における前記第一剥離区分及び前記第二剥離区分を剥離することにより前記第二粘着剤層を表出させてなる前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分とを、これら各ラベル区分の間に前記記憶媒体を挟持させ且つ互いの記入面をそれぞれ外側に向けた状態で重ね合わせるとともに、対面する前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分の前記第二粘着剤層同士を貼り合わせ且つこれら各ラベル区分を外側から挟み込んだ状態で対面する前記第一フィルム区分と前記第二フィルム区分の前記第一粘着剤層同士を貼り合わせた構成を有している請求項1記載の記憶媒体一体型カード。

【請求項4】

前記ラミネート用紙において、前記第一フィルム区分と前記第二フィルム区分を単一の前記第一輪郭線により包囲される領域に、これら第一フィルム区分と第二フィルム区分とを区分けし得る第一折り曲げ線を挟んで一体に形成している請求項1、2又は3記載の記憶媒体一体型カード。

【請求項5】

前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分とを単一の前記第二輪郭線により包囲される領域に、これら第一ラベル区分と第二ラベル区分とを区分けし得る第二折り曲げ線を挟んで一体に形成している請求項4記載の記憶媒体一体型カード。

【請求項6】

前記第一折り曲げ線と前記第二折り曲げ線とを、重層方向において同一線上に位置付け、離脱前の状態における前記第二ラベル区分を、前記第二フィルム区分の領域内に設定している請求項5記載の記憶媒体一体型カード。

【請求項7】

前記第一折り曲げ線と前記第二折り曲げ線とを、面方向に偏位させて平面視平行をなすように位置付け、離脱前の状態における前記第二ラベル区分を、前記第一フィルム区分と前記第二フィルムとに跨るように配置している請求項5記載の記憶媒体一体型カード。

10

20

30

40

50

## 【請求項 8】

前記ラミネート用紙において、前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分とをそれぞれ個別の前記第二輪郭線により包囲される領域に所定距離離間させて形成し、離脱前の状態における前記第二ラベル区分を、前記第二フィルム区分の領域内に設定している請求項 4 記載の記憶媒体一体型カード。

## 【請求項 9】

前記ラミネート用紙において、前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分とを、単一の前記第二輪郭線により包囲される領域に、これら第一ラベル区分と第二ラベル区分とを区分けし得る第二折り曲げ線を挟んで一体に形成し、前記第一折り曲げ線と前記第二折り曲げ線とを、面方向に略直交するように位置付けている請求項 4 記載の記憶媒体一体型カード

10

## 【請求項 10】

前記ラミネート用紙において、それぞれ単一の第一輪郭線に包囲された一体をなす前記第一フィルム区分と前記第二フィルム区分との組を一对にして並列させて形成し、この並列方向と直交する方向に、それぞれ単一の第二輪郭線により包囲され一体をなす前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分との組を一对にして並列させて形成し、各第一ラベル区分を対応する各第一フィルム区分の領域内に配置している請求項 4 記載の記憶媒体一体型カード。

## 【請求項 11】

離脱前の状態における前記各第二ラベル区分を、それらと一体をなす前記第一ラベル区分が配置された前記第一フィルム区分と並列する他方の第二フィルム区分とに跨って配置している請求項 10 記載の記憶媒体一体型カード。

20

## 【請求項 12】

並列配置された一对の前記第一フィルム区分と前記第二フィルム区分との組同士を、所定距離離間させている請求項 11 記載の記憶媒体一体型カード。

## 【請求項 13】

並列配置された一对の前記第一フィルム区分と前記第二フィルム区分との組同士を、対応する前記各第一輪郭線が隣接位置において共通部分を有するように配置している請求項 11 記載の記憶媒体一体型カード。

## 【請求項 14】

前記ラミネート用紙において、前記第一フィルム区分と前記第二フィルム区分とを、それぞれ個別の前記第一輪郭線により包囲される領域に所定距離離間させて形成している請求項 1、2 又は 3 記載の記憶媒体一体型カード。

30

## 【請求項 15】

前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分とをそれぞれ個別の前記第二輪郭線により包囲される領域に所定距離離間させて形成し、前記第一ラベル区分を前記第一フィルム区分の領域内に設定するとともに、前記第二ラベル区分を前記第二フィルム区分の領域内に設定している請求項 14 記載の記憶媒体一体型カード。

## 【請求項 16】

前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分とを単一の前記第二輪郭線により包囲される領域に、これら第一ラベル区分と第二ラベル区分とを区分けし得る第二折り曲げ線を挟んで一体に形成し、前記第一ラベル区分と前記第二折り曲げ線とを前記第一フィルム区分の領域内に設定するとともに、前記第二ラベル区分を、前記第一フィルム区分と前記第二フィルム区分とに跨るように配置している請求項 14 記載の記憶媒体一体型カード。

40

## 【請求項 17】

非接触で情報通信可能なシート状の記憶媒体と、所定の内容が印刷又は筆記され得るカード本体とを一体的に備えてなる記憶媒体一体型カードであって、

カード本体が、一方の面に第一粘着剤層を形成し透光性を有するフィルムと、一方の面を前記所定の内容が印刷又は筆記可能な記入面とし且つ他方の面に第二粘着剤層を形成したラベル紙と、これらフィルムとラベル紙との間に介在する剥離紙とを重層してなるラミ

50

ネット用紙から形成されるものであり、

当該ラミネート用紙が、前記第一粘着剤層を介して前記フィルムと前記剥離紙とを剥離可能に接着するとともに、前記第二粘着剤層を介して前記ラベル紙と前記剥離紙とを剥離可能に接着し、前記剥離紙を前記第二粘着剤層よりも前記第一粘着剤層に対して優先的に剥離し得るように設定したものであり、

前記フィルムに形成された抜き加工用の第一輪郭線により包囲されるフィルム上の領域に互いに略等しい平面視寸法を有する第一フィルム区分及び第二フィルム区分を設定するとともに、前記ラベル紙と前記剥離紙とに形成される共通の抜き加工用の第二輪郭線により包囲されるラベル紙上及び剥離紙上の領域に前記第一フィルム区分及び第二フィルム区分と略同一の平面視寸法を有する第一ラベル区分及び第二ラベル区分並びに第一剥離区分及び第二剥離区分を設定し、前記第一フィルム区分と前記第一ラベル区分と前記第一剥離区分とを同一箇所に重合させるとともに、前記第二フィルム区分と前記第二ラベル区分と前記第二剥離区分とを同一箇所に重合させてあり、

前記記入面に印刷又は筆記した前記各ラベル区分を前記各剥離区分と共に前記第二輪郭線に沿って前記ラミネート用紙から一旦離脱させ、且つ重層状態にある前記各ラベル区分及び前記各剥離区分を、当該離脱後の第二輪郭線によりラベル紙及び剥離紙に形成される開口部に前記各ラベル区分の何れか一方又は両方の記入面が前記フィルム区分と対面する裏返し姿勢で嵌め込み、前記記入面を前記各フィルム区分のうち一方又は両方のフィルム区分の前記第一粘着剤層に貼着させた状態で、重層状態にある前記剥離区分、前記ラベル区分及び前記フィルム区分を前記第一輪郭線に沿って前記ラミネート用紙から分離することにより何れか一方又は両方のラベル区分に、何れか一方又は両方のフィルム区分によってラミネート処理を施した前記カード本体を形成し、

当該カード本体における前記第一剥離区分及び前記第二剥離区分を剥離することにより前記第二粘着剤層を表出させてなる前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分とを、これら各ラベル区分の間に前記記憶媒体を挟持させ且つ互いの記入面をそれぞれ外側に向けた状態で重ね合わせるとともに、対面する前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分の前記第二粘着剤層同士を貼り合わせた構成を有していることを特徴とする記憶媒体一体型カード。

#### 【請求項 18】

前記ラミネート用紙において、前記第一フィルム区分と前記第一ラベル区分と前記第一剥離区分との組と、前記第二フィルム区分と前記第二ラベル区分と前記第二剥離区分との組とを、所定距離離間させて配置している請求項 17 記載の記憶媒体一体型カード。

#### 【請求項 19】

前記ラミネート用紙において、前記第一フィルム区分と前記第一ラベル区分と前記第一剥離区分との組と、前記第二フィルム区分と前記第二ラベル区分と前記第二剥離区分との組とを、相互に連続させて隣接配置している請求項 17 記載の記憶媒体一体型カード。

#### 【請求項 20】

前記第一フィルム区分と前記第二フィルム区分とを単一の前記第一輪郭線により包囲される領域に、これら第一フィルム区分と第二フィルム区分とを区分けし得る第一折り曲げ線を挟んで一体に形成するとともに、前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分、及び前記第一剥離区分と前記第二剥離区分とを単一の前記第二輪郭線により包囲される領域に、第一フィルム区分と第二フィルム区分、及び第一剥離区分と第二剥離区分とを区分けし得る第一折り曲げ線を挟んで一体に形成している請求項 19 記載の記憶媒体一体型カード。

#### 【発明の詳細な説明】

#### 【技術分野】

#### 【0001】

本発明は、記憶媒体と、所定の内容が印刷又は筆記され得るカード本体とを一体的に備えてなる記憶媒体一体型カードに関するものである。

#### 【背景技術】

#### 【0002】

10

20

30

40

50

近時、例えば非接触で情報通信可能な記憶媒体と所定の印刷内容が印刷されているカード本体とを一体的に設けてなるIDカード等の記憶媒体一体型カードが種々開発されている。そして、このようなカードを作成する態様としては、予め成型した所定の金型内に記憶媒体を収容し、次いで前記金型内に熱可塑性の合成樹脂を充填し、この合成樹脂を硬化させることにより、記憶媒体が外装用の合成樹脂材によって封止されたプラスチック製カードを作成する態様が知られている（例えば特許文献1参照）。また、記憶媒体を埋設し且つ片面を非印刷面に設定したカード本体と、このカード本体と略同一の平面視寸法を有し且つ片面を印刷面に設定した印刷紙と、平面視寸法がカード本体及び印刷面の平面視寸法よりも大きいラミネート片を折り曲げ線を挟んで対にして有するラミネートシートとから一の記憶媒体一体型カードを作成する態様も考えられている。具体的には、前記印刷紙の印刷面が表出するように重ね合わせたカード本体及び印刷紙を一方のラミネート片の中央部に載せ、一对のラミネート片の間にカード本体及び印刷紙を挟むように折り曲げ線を利用してラミネートシートを折り曲げ、カード本体及び印刷紙の周囲に存在し対面するラミネート片同士を熱圧着することにより、一の記憶媒体一体型カードを形成している（例えば特許文献2参照）。

10

【特許文献1】特開平11-176991号公報（第2～5頁、第12図等）

【特許文献2】特開平2002-298112号公報（第2～3頁、第5図、第7図等）

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

20

しかしながら、上述した前者の態様でカードを作成する場合、予め専用の金型を成型する必要があるため、製作過程における初期製作費用が高くなるとともに、このような金型を用いて小ロットのプラスチック製カードを作成した場合には、各カードの単価が割高になりがちである。加えて、金型を用いてプラスチック製カードを作成するという態様は専ら大量生産を目的として工場等で採用されるものであり、家や中小規模のオフィス等ではコスト面から到底採用することのできないものであり、簡単にカードを作成することができないという問題も発生する。また、合成樹脂材に所定の印刷情報を印刷するためには、専用の印刷装置が必要であり、手軽に印刷することができず、このこともコストが高くなる一要因となっている。このように、上述したプラスチック製カードの作成態様は、小ロットの生産には不向きであり、様々なニーズに柔軟に対応することができないものである

30

【0004】

また、後者の態様でカードを作成する場合、カード本体及び印刷紙の周囲に存在し対面するラミネート片同士を熱圧着するために、専用のシーラが必要となり、やはり手軽にカードを作成することができないという不具合が発生することに加え、例えばシーラに設けたローラ等を用いて対面する一对のラミネート片同士を熱圧着する態様であれば、製作過程においてこれらラミネート片の間に介在させた記憶媒体がローラの圧力によって破損する虞があり、カードの信頼性において問題が生じる可能性がある。さらに、それぞれ別体のカード本体、印刷紙及びラミネートシートの計3部材から一のカードを作成するため、部品点数の増加を招来する。なお、前記特許文献2には、印刷紙をカード本体を挟み得る一对の印刷片を有するものとし、この印刷紙を折り曲げて一对の印刷片の間にカード本体を介在させる態様も記載されているが、このようなカード本体及び印刷紙を前記ラミネートシートによって挟んでなるカードを作成する場合、やはり上記と同様の不具合が生じる

40

【0005】

本発明は、このような課題に着目してなされたものであって、主たる目的は、製作コストを安価に抑えて小ロットの製造にも適するとともに、製作過程において記憶媒体を破損することなく信頼性に優れた記憶媒体一体型カードを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

50

すなわち、本発明の記憶媒体一体型カードは、非接触で情報通信可能なシート状の記憶媒体と、所定の内容が印刷又は筆記され得るカード本体とを一体的に備えてなるものである。そして、前記カード本体が、一方の面に第一粘着剤層を形成し透光性を有するフィルムと、一方の面を前記所定の内容が印刷又は筆記可能な記入面とするラベル紙とを重層してなるラミネート用紙から形成されるものであり、このラミネート用紙が、前記第一粘着剤層を介して前記フィルムと前記ラベル紙とを剥離可能に接着してなるものであり、前記フィルムに形成される抜き加工用の第一輪郭線により包囲されるフィルム上の領域に互いに略等しい平面視寸法を有する第一フィルム区分及び第二フィルム区分を設定し、前記ラベル紙に形成される抜き加工用の第二輪郭線により包囲されるラベル紙上の領域に前記第一フィルム区分及び第二フィルム区分よりも小さく且つ互いに略等しい平面視寸法を有する第一ラベル区分及び第二ラベル区分を設定し、少なくとも前記第一フィルム区分と重合する範囲内に前記第一ラベル区分を位置付けてある。そして、前記記入面に印刷又は筆記した前記ラベル区分を、前記第二輪郭線に沿って前記ラミネート用紙から一旦離脱させ、且つこの離脱後の前記第二輪郭線によりラベル紙に形成される開口部に前記各ラベル区分の何れか一方又は両方の記入面が前記フィルム区分と対面する裏返し姿勢で嵌め込み、前記記入面を前記各フィルム区分のうち一方又は両方のフィルム区分の前記第一粘着剤層に貼着させた状態で、重層状態にある前記ラベル区分及び前記フィルム区分を前記第一輪郭線に沿って前記ラミネート用紙から分離することにより何れか一方又は両方のラベル区分に、何れか一方又は両方のフィルム区分によってラミネート処理を施した前記カード本体を形成する。しかして、本願に係る記憶媒体一体型カードは、このカード本体における前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分とを、それら各ラベル区分の間に前記記憶媒体を挟持させ且つ互いの記入面をそれぞれ外側に向けた状態で重ね合わせるとともに、前記各ラベル区分を外側から挟み込んだ状態で対面する前記第一フィルム区分と前記第二フィルム区分の前記第一粘着剤層同士を貼り合わせた構成を有していることを特徴とする。

#### 【0007】

ここで、「記憶媒体」としては、所定のメモリ部、通信部等を有し、無線通信により非接触で外部機器と情報通信可能なRFID(Radio Frequency Identification)方式のICチップを適用することができる。このような記憶媒体に対して、所定のリーダ、又はリーダライタ等を利用してアクセスすることによって、記憶媒体に記録されている情報を読み取り、又は記憶媒体に所定の情報を書き込むことができるように設定している。また、「シート状」とは、一定の厚みを有するいわゆる薄板状を意味し、部位により若干の凹凸がある形状も含む概念である。また、第一及び第二ラベル区分、第一及び第二フィルム区分がそれぞれ略等しい平面視寸法を有していることを除いて、これらの具体的な大きさや形状は特に制限されるものではない。また、第一輪郭線、第二輪郭線は、それらの一部がフィルム、ラベル紙の外形線と共通するものであってもよい。

#### 【0008】

このように本願に係る記憶媒体一体型カードは、記憶媒体とカード本体とから構成されるものである。このカード本体をラミネート用紙を用いて作成する場合、まずラベル紙に形成された第一ラベル区分及び第二ラベル区分の記入面に、一般的な業務用又は家庭用のプリンタを用いて所要事項を印刷するか、或いは手書きによって所要事項を記入する。なお、必要によっては、第一ラベル区分又は第二ラベル区分の何れか一方を白紙のままとしておいてもよいし、両面が白紙のIDカードを作成する場合には記入面への印刷又は筆記は不要である。次に、これら各ラベル区分を第二輪郭線に沿ってラベル紙から剥がす。そして、少なくとも一方のラベル区分(ここでは第一ラベル区分)を記入面がフィルムと対面するように裏返しして、ラベル区分を離脱させた後に形成された開口部に嵌め込む。このように第一ラベル区分を裏返しにして嵌め込む対象となる開口部は、当該第一ラベル区分を剥がすことによって形成された開口部を選択してもよいし、第二ラベル区分を剥がすことによって形成された開口部を選択してもよい。いずれにしても、開口部にはフィルムの一方の面に形成した第一粘着剤層が表出しているため、第一ラベル区分の記入面は開口部

内において第一粘着剤層を介してフィルムに貼着されることになる。この状態で、第二ラベル区分も同様の手順により、他方の開口部へ裏返しにして嵌め込んでもよい。またその代わりに、第二ラベル区分を裏返すことなく、第一ラベル区分に重ね合わせても構わないが、その場合、当該重ね合わせ工程は、次のフィルム区分を離脱させる工程の後に行うことも可能である。次いで、第一フィルム区分及び第二フィルム区分を、少なくとも第一ラベル区分と共にラミネート用紙から離脱させる。これにより、少なくとも第一ラベル区分が何れか一方のフィルム区分によってラミネート処理されたカード本体を形成する。しかして、カード本体における何れか一方のラベル区分（ここでは第一ラベル区分）に記憶媒体を載置し、この記憶媒体を第一ラベル区分と第二ラベル区分との間に挟持させた状態で、各ラベル区分よりも大きい平面視寸法を有する各フィルム区分の第一粘着剤同士を接着して第一フィルム区分と第二フィルム区分とを部分的に貼り合わせることににより、第一ラベル区分と第二ラベル区分の両方の記入面を対応するフィルム区分でラミネートし且つ第一ラベル区分と第二ラベル区分との間に記憶媒体を保持してなる記憶媒体一体型カードが完成する。なお、記憶媒体を何れか一方のラベル区分に載置する作業は、ラベル区分をフィルム区分と共にラミネート用紙から分離した後又は分離する前何れの段階で行っても構わない。

10

## 【0009】

このようなものであれば、ラミネート用紙1枚から両面に表示をなし得るカード本体を簡易に作成することができ、このカード本体の各ラベル区分の間に記憶媒体を挟持させ、各フィルム区分の第一粘着剤層同士を貼り合わせるという極めて簡単な作業により一の記憶媒体一体型カードを形成することができる。さらに、各ラベル区分及び各ラベル区分をそれぞれラミネートする各フィルム区分によってシート状の記憶媒体を好適に保護することはできることは勿論のこと、これら各ラベル区分をラミネートする各フィルム区分の第一粘着剤層同士を貼り合わせるように構成しているため、専用のシーラを用いてフィルム同士を熱圧着する態様と比較して、専用のシーラを用いる必要がなく、シーラが備えるローラの圧力によって記憶媒体が破損するという不具合を防止することができる。また、業務用又は家庭用のプリンタを用いて、或いは手書きによる筆記によって各ラベル区分の記入面に可視情報を表示できるとともに、各記入面をそれぞれ外側に向けた状態で重ね合わせているため、形成された記憶媒体一体型カードのオモテ面及びウラ面に可視情報を表示することが可能となり、実用性に優れたものとなる。しかも本願に係るカードを作成するに際して、予め専用の金型を成型する必要がないため、初期製作費用を抑えることができ、小ロット製作も可能であり、家庭内や比較的小規模なオフィスにおいて簡単かつ手軽に記憶媒体一体型カードを作成することができる。また、一の記憶媒体一体型カードを記憶媒体とカード本体の2部材から製作することができるため、部品点数を必要最小限に抑えることができ、コストの削減にも資する。

20

30

## 【0010】

また、使用後の記憶媒体一体型カードに付帯させてなる記憶媒体を積極的に再利用できるようにする態様も考えられる。具体的には、前記カード本体が、前記第一粘着剤層と前記ラベル紙との間にさらに剥離紙を介在させてなるラミネート用紙から形成されるものであり、このラミネート用紙が、前記第一粘着剤層を介して前記フィルムと前記剥離紙とを剥離可能に接着するとともに、前記ラベル紙の他方の面に形成した第二粘着剤層を介してラベル紙と剥離紙とを剥離可能に接着し、前記剥離紙を前記第二粘着剤層よりも前記第一粘着剤層に対して優先的に剥離し得るように設定したものであり、前記剥離紙に前記ラベル紙と共通の前記第二輪郭線を形成し、当該第二輪郭線により包囲される剥離紙上の領域に前記第一ラベル区分及び第二ラベル区分と略同一の平面視寸法を有する第一剥離区分及び第二剥離区分を設定するとともに、前記第一ラベル区分と前記第一剥離区分、及び前記第二ラベル区分と前記第二剥離区分とをそれぞれ同一箇所に重合させてあり、前記記入面に印刷又は筆記した前記各ラベル区分を前記各剥離区分と共に前記第二輪郭線に沿って前記ラミネート用紙から一旦離脱させ、且つ重層状態にある前記各ラベル区分及び前記各剥離区分を、当該離脱後の前記第二輪郭線によりラベル紙及び剥離紙に形成される開口部に

40

50



前記各ラベル区分の何れか一方又は両方の記入面が前記フィルム区分と対面する裏返し姿勢で嵌め込み、前記記入面を前記各フィルム区分のうち一方又は両方のフィルム区分の前記第一粘着剤層に貼着させた状態で、重層状態にある前記剥離区分、前記ラベル区分及び前記フィルム区分を前記第一輪郭線に沿って前記ラミネート用紙から分離することにより何れか一方又は両方のラベル区分に、何れか一方又は両方のフィルム区分によってラミネート処理を施した前記カード本体を形成する。しかして、本願に係る記憶媒体一体型カードは、このカード本体における前記第一剥離区分と前記第二剥離区分とを、これら各剥離区分の間に前記記憶媒体を挟持させ且つ各剥離区分にそれぞれ重層してなる前記各ラベル区分の記入面をそれぞれ外側に向けた状態で重ね合わせるとともに、前記各ラベル区分を外側から挟み込んだ状態で対面する前記第一フィルム区分と前記第一フィルム区分の前記第一粘着剤層同士を貼り合わせた構成を有している。 10

#### 【0011】

なお、剥離紙をラベル紙の第二粘着剤層よりもフィルムの第一粘着剤層に対して優先的に剥離し得るものとするには、フィルム側を向く面に第二粘着剤層との貼着状態よりも弱く前記第一粘着剤層と接する剥離処理層を形成しておくことよ。斯かる剥離処理層は、剥離紙を構成する紙の一方の面に対する一般的な剥離処理として、シリコン樹脂被覆、フッ素樹脂被覆、アミンベースの剥離剤被覆等の被覆加工を施した態様や、表面のエンボス加工、プラフト加工、被覆剤への微粒子添加加工等の態様を採用することができる。また、第一及び第二剥離区分がそれぞれ略等しい平面視寸法を有しており、ラベル区分と剥離区分の平面視寸法が略等しいことを除いて、これらの具体的な大きさや形状は特に制限されるものではない。また、第二輪郭線は、その一部が剥離紙の外形線と共通するものであってもよい。 20

#### 【0012】

このようにラミネート用紙がフィルム、剥離紙及びラベル紙をこの順で積層してなる三層状をなすものである場合、このラミネート用紙からカード本体を作成するには、以下のような手順を経る。つまり、第一ラベル区分及び第二ラベル区分の記入面に所要事項を記入した後、これら各ラベル区分を各剥離区分と共に第二輪郭線に沿ってラベル紙及び剥離紙から剥がす。そして、少なくとも一方のラベル区分（ここでは第一ラベル区分）を記入面がフィルムと対面するように剥離区分（同、第一剥離区分）と共に裏返しして、ラベル区分及び剥離区分を離脱させた後に形成された開口部に嵌め込み、第一ラベル区分の記入面を開口部に表出しているフィルムの一方の面に形成した第一粘着剤層を介してフィルムに貼着されることになる。この状態で、第二ラベル区分及び第二剥離区分も同様の手順により、他方の開口部へ裏返しにして嵌め込んでもよい。またその代わりに、第二ラベル区分を裏返すことなく、第一ラベル区分に重ね合わせても構わないが、その場合、第一剥離区分及び第二剥離区分をそれぞれ第一ラベル区分及び第二ラベル区分から剥がして、両ラベル区分の第二粘着剤層同士を貼り合わせてもよいし、両剥離区分を剥がすことなくそれらの剥離処理層同士が対面するように、第二ラベル区分及び第二剥離区分を第一ラベル区分及び第一剥離区分に重ね合わせることもできるが、これらの場合の当該重ね合わせ工程又は貼り合わせ工程は、次のフィルム区分をラミネート用紙から離脱させる工程の後に行うことも可能である。そして次に、第一フィルム区分及び第二フィルム区分を、少なくとも第一ラベル区分と共にラミネート用紙から離脱させる。これにより、少なくとも第一ラベル区分が何れか一方のフィルム区分によってラミネート処理されたカード本体を形成する。しかして、ラミネート用紙から分離した又は分離する前の第一剥離区分と第二剥離区分との間に記憶媒体を挟持させた状態で、各フィルム区分の第一粘着剤同士を接着して第一フィルム区分と第二フィルム区分とを部分的に貼り合わせることにより、第一ラベル区分と第二ラベル区分の両方の記入面を対応するフィルム区分でラミネートし且つ第一剥離区分と第二剥離区分との間に記憶媒体を保持してなる記憶媒体一体型カードが完成する。なお、記憶媒体を何れか一方の剥離区分に載置する段階は、剥離区分をラベル区分及びフィルム区分と共にラミネート用紙から分離した後又は分離する前何れの段階であっても構わない。 30 40 50

## 【0013】

このようなものであれば、記憶媒体は、これら各剥離区分の何れにも貼り付けていない状態で第一剥離区分と第二剥離区分との間に挟持されているため、カードの使用後又は廃棄時に、鋏やカッターナイフ等を用いて第一及び第二剥離区分において記憶媒体が位置しない部位を切断することにより、記憶媒体をカード本体から取り出すことが可能となり、当該記憶媒体を異なるカード本体に付帯させることにより新たな記憶媒体一体型カードを作成することができる。加えて、記憶媒体が各剥離区分、各ラベル区分及び各フィルム区分の間に挟持されているため、記憶媒体の保護機能を有効に向上させることができる。

## 【0014】

また、前記と同様に剥離紙をフィルムとラベル紙との間に介在させてなるラミネート用紙からカード本体を作成する場合において、カード使用後における記憶媒体の再利用を考慮せず、各剥離区分をそれぞれ各ラベル区分から剥がして、両ラベル区分の第二粘着剤層同士を貼り合わせた構成を有する記憶媒体一体型カードを採用してもよい。具体的には、上述したラミネート用紙と同一の構成を有するラミネート用紙からカード本体を形成し、当該カード本体における前記第一剥離区分及び前記第二剥離区分を剥離することにより前記第二粘着剤層を表出させてなる前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分とを、これら各ラベル区分の間に前記記憶媒体を挟持させ且つ互いの記入面をそれぞれ外側に向けた状態で重ね合わせるとともに、対面する前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分の前記第二粘着剤層同士を貼り合わせ且つこれら各ラベル区分を外側から挟み込んだ状態で対面する前記第一フィルム区分と前記第二フィルム区分の前記第一粘着剤層同士を貼り合わせた構成を有している記憶媒体一体型カードが挙げられる。なお、各剥離区分を各ラベル区分から剥がす作業は、第一ラベル区分の記入面を開口部に表出しているフィルムの一方向の面に形成した第一粘着剤層を介してフィルムに貼着した時点から記憶媒体を一方のラベル区分に載置する直前の間であればどのタイミングで行っても構わない。このようなものであれば、各フィルム区分の第一粘着剤層同士を貼り合わせるのみならず、各ラベル区分の第二粘着剤層同士をも貼り合わせる態様であるため、カード全体の貼り付け強度を有効に高めることができる。

## 【0015】

前記ラミネート用紙において、フィルムに第一フィルム区分及び第二フィルム区分をスペース効率よく配置し、両フィルム区分を一体に取り扱い得るようにするには、第一フィルム区分と第二フィルム区分とを単一の第一輪郭線により包囲される領域に、これら第一フィルム区分と第二フィルム区分とを区分けし得る第一折り曲げ線を挟んで一体に形成することが好ましい。

## 【0016】

この場合、第一ラベル区分と第二ラベル区分、及び第一剥離区分と第二剥離区分とを単一の第二輪郭線により包囲される領域に、これら第一ラベル区分と第二ラベル区分とを区分けし得る第二折り曲げ線を挟んでそれぞれ一体に形成すれば、ラベル紙における第一ラベル区分及び第二ラベル区分、剥離紙における第一剥離区分及び第二剥離区分をもスペース効率よく配置できることになる。

## 【0017】

さらにこの場合には、第一折り曲げ線と第二折り曲げ線とを、重層方向において同一直線状に位置付けて、離脱前の状態における第二ラベル区分を、第二フィルム区分の領域内に設定することで、一動作で第二ラベル区分を第一ラベル区分に重ねるとともに第二フィルム区分を第一フィルム区分に重ね合わせることが可能となる。このようにして作成したカードでは、少なくとも一縁部において第一折り曲げ線と第二折り曲げ線とが重なり合った状態となる。

## 【0018】

これに対して、第一折り曲げ線と第二折り曲げ線とを、面方向に偏位させて平面視平行をなすように位置付けて、離脱前の状態における第二ラベル区分を、第一フィルム区分と第二フィルム区分に跨るように配置することも可能である。このようにして作成されたカ

10

20

30

40

50

ードでは、重ね合わせた第一ラベル区分及び第二ラベル区分の周囲における全域に、第一フィルム区分及び第二フィルム区分による余剰部分を形成することができる。なお、この態様のラミネート用紙においては、第一ラベル区分（及び第一剥離区分）と第二ラベル区分（及び第二剥離区分）を一体にして一旦剥がし裏返しにした状態で、連続する二つの開口部（明瞭に区画されているとは限らない）の一方へ一方のラベル区分を嵌め込み、他方のラベル区分を第二折り曲げ線に沿って折り曲げて両ラベル区分同士を重ね合わせ、これらを第一フィルム区分及び第二フィルム区分と一体にラミネート用紙から離脱させることができるので、カード本体の作成工程をさらに簡易なものとすることができる。

【0019】

また、ラミネート用紙において、第一フィルム区分と第二フィルム区分とを単一の第一輪郭線により包囲される領域に、境界線となる第一折り曲げ線を挟んで一体に形成するという条件の下では、第一ラベル区分と第二ラベル区分とを、それぞれ個別の第二輪郭線により包囲される領域に所定距離離間させて形成し、離脱前の状態にある第二ラベル区分を、第二フィルム区分の領域内に設定することも可能である。

10

【0020】

また、上述の条件の下では、第一ラベル区分と第二ラベル区分とを単一の第二輪郭線により包囲される領域に、これら第一ラベル区分と第二ラベル区分とを区分けし得る第二折り曲げ線を挟んでそれぞれ一体に形成し、第一折り曲げ線と第二折り曲げ線とを、面方向に略直交するように位置付けることも可能である。このようにした場合は、第一折り曲げ線に沿った第二フィルム区分の折り曲げ方向と、第二折り曲げ線に沿った第二ラベル区分及び第二剥離区分の折り曲げ方向とを略直交させることになる。

20

【0021】

これに対して同条件の下では、それぞれ単一の第一輪郭線に包囲された一体をなす第一フィルム区分及び第二フィルム区分の組を一对にして並列させて形成し、この並列方向と直交する方向に、それぞれ単一の第二輪郭線により包囲された一体をなす第一ラベル区分及び第二ラベル区分の組を一对にして並列させて形成し、各第一ラベル区分を対応する各第一フィルム区分の領域内に配置することも可能である。このようにカード本体の構成要素を一对に構成し、ラミネート用紙上のフィルム側の構成要素とラベル側の構成要素とをL字型をなすように配置することで、ラミネート用紙における当該構成要素の配置効率をさらに向上することができる。

30

【0022】

この場合、離脱前の状態における各第二ラベル区分を、それらと一体をなす第一ラベル区分が配置された第一フィルム区分と並列する他方の第二フィルム区分とに跨って配置することで、ラベル紙（及び剥離紙）における各ラベル区分（及び剥離区分）の配置効率を向上することができる。

【0023】

そしてこの場合には、並列配置された一对の前記第一フィルム区分及び第二フィルム区分の組同士を、所定距離離間させてもよいし、並列配置された一对の前記第一フィルム区分及び第二フィルム区分の組同士を、対応する各第一輪郭線が隣接位置において共通部分を有するように配置してもよい。

40

【0024】

また、各フィルム区分の平面視寸法を、第一ラベル区分の平面視寸法よりも大きいものとした条件の下では、第一フィルム区分と前記第二フィルム区分とを、それぞれ個別の第一輪郭線により包囲される領域に所定距離離間させて形成することも可能である。

【0025】

この場合、第一ラベル区分と第二ラベル区分とを、それぞれ個別の第二輪郭線により包囲される領域に所定距離離間させて形成し、第一ラベル区分及び第一剥離区分を第一フィルム区分の領域内に設定するとともに、第二ラベル区分及び第二剥離区分を第二フィルム区分の領域内に設定すれば、裏返した第一ラベル区分及び第一剥離区分と、第二ラベル区分及び第二剥離区分を、それぞれ個別に開口部に嵌め込んだ状態で、フィルム区分と一体

50

にラミネート用紙から離脱させることができる。この場合は、各ラベル区分への印刷又は筆記の後、第一ラベル区分と第二ラベル区分とをそれぞれ別個に取り扱うこととなる。

【0026】

これに対して、第一ラベル区分と第二ラベル区分とを単一の第二輪郭線により包囲される領域に、これら第一ラベル区分と第二ラベル区分とを区分けし得る第二折り曲げ線を挟んでそれぞれ一体に形成し、第一ラベル区分と前記第二折り曲げ線とを前記第一フィルム区分の領域内に設定するとともに、離脱前の状態にある第二ラベル区分を、第一フィルム区分と第二フィルム区分とに跨って配置すれば、第一ラベル区分及び第一剥離区分と第二ラベル区分及び第二剥離区分とを一体に取り扱うことができる。

【0027】

また、前記と同様に剥離紙をフィルムとラベル紙との間に介在させてなる三層状のラミネート用紙において、ラミネート用紙における第一フィルム区分の平面視寸法を、第一ラベル区分及び第一剥離区分の平面視寸法と略同一に設定し、且つ第一フィルム区分と第一ラベル区分と第一剥離区分、及び第二フィルム区分と第二ラベル区分と第二剥離区分を、それぞれ同一箇所に重合するように設定している場合、このようなラミネート用紙からカード本体を形成し、当該カード本体に記憶媒体を付帯させてなる記憶媒体一体型カードを構成することもできる。具体的には、非接触で情報通信可能なシート状の記憶媒体と、所定の内容が印刷又は筆記され得るカード本体とを一体的に備えてなる記憶媒体一体型カードであって、カード本体が、一方の面に第一粘着剤層を形成し透光性を有するフィルムと、一方の面を前記所定の内容が印刷又は筆記可能な記入面とし且つ他方の面に第二粘着剤層を形成したラベル紙と、これらフィルムとラベル紙との間に介在する剥離紙とを重層してなるラミネート用紙から形成されるものであり、当該ラミネート用紙が、前記第一粘着剤層を介して前記フィルムと前記剥離紙とを剥離可能に接着するとともに、前記第二粘着剤層を介して前記ラベル紙と前記剥離紙とを剥離可能に接着し、前記剥離紙を前記第二粘着剤層よりも前記第一粘着剤層に対して優先的に剥離し得るように設定したものであり、前記フィルムに形成された抜き加工用の第一輪郭線により包囲されるフィルム上の領域に互いに略等しい平面視寸法を有する第一フィルム区分及び第二フィルム区分を設定するとともに、前記ラベル紙と前記剥離紙とに形成される共通の抜き加工用の第二輪郭線により包囲されるラベル紙上及び剥離紙上の領域に前記第一フィルム区分及び第二フィルム区分と略同一の平面視寸法を有する第一ラベル区分及び第二ラベル区分並びに第一剥離区分及び第二剥離区分を設定し、前記第一フィルム区分と前記第一ラベル区分と前記第一剥離区分とを同一箇所に重合させるとともに、前記第二フィルム区分と前記第二ラベル区分と前記第二剥離区分とを同一箇所に重合させてあり、前記記入面に印刷又は筆記した前記各ラベル区分を前記各剥離区分と共に前記第二輪郭線に沿って前記ラミネート用紙から一旦離脱させ、且つ重層状態にある前記各ラベル区分及び前記各剥離区分を、当該離脱後の第二輪郭線によりラベル紙及び剥離紙に形成される開口部に前記各ラベル区分の何れか一方又は両方の記入面が前記フィルム区分と対面する裏返し姿勢で嵌め込み、前記記入面を前記各フィルム区分のうち一方又は両方のフィルム区分の前記第一粘着剤層に貼着させた状態で、重層状態にある前記剥離区分、前記ラベル区分及び前記フィルム区分を前記第一輪郭線に沿って前記ラミネート用紙から分離することにより何れか一方又は両方のラベル区分に、何れか一方又は両方のフィルム区分によってラミネート処理を施した前記カード本体を形成する。そして、本願に係る記憶媒体一体型カードは、当該カード本体における前記第一剥離区分及び前記第二剥離区分を剥離することにより前記第二粘着剤層を表出させてなる前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分とを、これら各ラベル区分の間に前記記憶媒体を挟持させ且つ互いの記入面をそれぞれ外側に向けた状態で重ね合わせるとともに、対面する前記第一ラベル区分と前記第二ラベル区分の前記第二粘着剤層同士を貼り合わせた構成を有していることを特徴とするものである。

【0028】

このような場合においても、剥離紙をラベル紙の第二粘着剤層よりもフィルムの第一粘着剤層に対して優先的に剥離し得るものとするには、フィルム側を向く面に第二粘着剤層

10

20

30

40

50

との貼着状態よりも弱く前記第一粘着剤層と接する剥離処理層を形成しておくともよい。斯かる剥離処理層の態様としては、上述した種々のものを採用することができる。また、第一及び第二ラベル区分、第一及び第二フィルム区分がそれぞれ略等しい平面視寸法を有していることを除いて、ラベル区分と剥離区分の平面視寸法が略等しいことを除いて、これらの具体的な大きさや形状は特に制限されるものではない。また、第一輪郭線、第二輪郭線は、それらの一部がフィルム、ラベル紙、剥離紙の外形線と共通するものであってもよい。

#### 【0029】

この場合には、各ラベル区分、各剥離区分、各フィルム区分が全て略同一寸法に設定されているため、記憶媒体一体型カードを作成する際には必ず各剥離区分を剥がし、第二粘着剤層同士の接着によりラベル区分同士を貼り合わせる必要がある。このようなものであっても、簡単な作業により一の記憶媒体一体型カードを形成することができ、各ラベル区分及び各ラベル区分をそれぞれラミネートする各フィルム区分によって記憶媒体を好適に保護することはできる等、上述した効果と略同様の効果を得ることができる。

10

#### 【0030】

この場合、前記ラミネート用紙において、第一フィルム区分、第一ラベル区分及び第一剥離区分の組と、第二フィルム区分、第二ラベル区分及び第二剥離区分の組とを、所定距離離間させて配置してもよいし、第一フィルム区分、第一ラベル区分及び第一剥離区分の組と、第二フィルム区分、第二ラベル区分及び第二剥離区分の組とを相互に接触させて隣接配置してもよい。

20

#### 【0031】

さらに後者の場合には、第一フィルム区分と第二フィルム区分とを単一の第一輪郭線により包囲される領域に、これら第一フィルム区分と第二フィルム区分とを区分けし得る第一折り曲げ線を挟んで一体に形成するとともに、第一ラベル区分と第二ラベル区分、及び第一剥離区分と第二剥離区分とを単一の第二輪郭線により包囲される領域に、第一フィルム区分と第二フィルム区分、及び第一剥離区分と第二剥離区分とを区分けし得る第二折り曲げ線を挟んでそれぞれ一体に形成することが可能である。

#### 【発明の効果】

#### 【0032】

以上説明したように、本発明によれば、カード作成時にフィルム区分同士を熱圧着するシーラーが不要であるのは勿論のこと、フィルムとラベル紙とからなる二層構造のラミネート用紙、又はフィルムとラベル紙と剥離紙とからなる三層構造の一枚のラミネート用紙におけるラベル紙に印刷又は筆記をすることで両面にユーザが任意の記載を施すことができる記憶媒体一体型カードを簡易に作成することが可能である。さらに、各ラベル区分及び各ラベル区分をそれぞれラミネートする各フィルム区分によって記憶媒体を好適に保護することはできることは勿論のこと、特にラベル紙への印刷は、業務用又は家庭用の簡易なプリンタで可能であることに加えて、作成するに際して予め専用の金型を成型する必要がなく、初期製作費用を抑えることができ、小ロット製作も可能であるので、斯かる記憶媒体一体型カードを極めて安価に作成することができる。以上により、本発明は、中小規模のオフィスや事業所、店舗、個人の家庭等において、両面に任意の記載を施したIDカードやタグカードを始めとする種々の記憶媒体一体型カードを簡単且つ手軽に作成することができる。

30

40

#### 【発明を実施するための最良の形態】

#### 【0033】

以下、本発明の一実施形態を、図面を参照して説明する。

#### 【0034】

本実施形態に係る記憶媒体C1一体型カードたるIDカードCaは、図1(同図(a))は一方の面から見たIDカードCaであり、同図(b)は他方の面から見たIDカードCaである。)に示すように、記憶媒体C1とカード本体Ca2とからなるものである。

#### 【0035】

50

本実施形態においては、記憶媒体 C 1 として、所定のメモリ部、通信部等を有し、RFID (Radio Frequency Identification) 方式の非接触情報通信可能な IC チップを適用している。各記憶媒体 C 1 は、それぞれ異なる固有の識別子 (シリアルナンバー) を記憶しており、この識別子を ID カード Ca に付帯させることにより、各 ID カード Ca には、全て異なる識別子が付与されることになる。なお、RFID 方式としては、電磁誘導方式 (電磁誘導作用を利用して IC チップに電力を供給しながら IC チップと交信する方式)、マイクロ波方式 (マイクロ波帯を用いて IC チップと交信する方式) や光方式 (赤外線等の光波を用いて IC チップと交信する方式) 等、種々の方式を採用することができる。また、記憶媒体 C 1 は、シート状をなし、後述するラベル区分の平面視寸法より小さい平面視寸法を有するものである。なお、記憶媒体 C 1 は、これらの条件を満たすものであればよく、具体的な形状や大きさ、具備する種々の機能等は、特に制限されるものではない。

10

**【0036】**

一方、カード本体 Ca 2 は、ラミネート用紙 Pa から形成したものである。

**【0037】**

ラミネート用紙 Pa は、図 2 (同図 (a) はラミネート用紙 Pa をラベル紙 La 側から見た平面図、同図 (b) は (a) の A - A 線端面図) に示すように、光透過性を有するフィルム Fa と、一方の面を前記所定の内容が直接印刷又は筆記される記入面 Laz とするラベル紙 La と、これらフィルム Fa とラベル紙 La との間に介在する剥離紙 Ha とを三層状に重層したものである。なお、剥離紙 Ha 及びフィルム Fa は、ラベル紙 La と略同じ平面視寸法を有するものであり、同図 (a) においては、ラベル紙 La によって視認することができない。そこで、説明の便宜上、同図において、ラベル紙 La の符号に続いて括弧書きで剥離紙 Ha 及びフィルム Fa の符号を付している。このように、各図面において括弧書きで付されている符号は、当該括弧の直前又は直上に付す符号が示す部位又は領域と略同じ平面視寸法を有し、図面上では視認できない部材又は領域を指し示すものである。

20

**【0038】**

フィルム Fa は、透視可能な保護フィルムである。フィルム Fa として、例えば、透明フィルム、半透明フィルム、色つきフィルム、模様つきフィルム等を採用することができるが、材質もオレフィン系、エステル系の樹脂素材からなるものを採用することができるが、本実施形態では、寸法安定性及び透明性に優れた PET (ポリエチレンテフタレート) 製の透明フィルムを採用している。このフィルム Fa の一方の面であって且つ剥離紙 Ha に接する面に第一粘着剤層 Fax を形成している。第一粘着剤層 Fax は、周知の粘着剤を用いてなるものであり、本実施形態においては、第一粘着剤層 Fax をソルベント型アクリル系粘着剤を用いて構成し、この第一粘着剤層 Fax をフィルム Fa の一方の面全域に形成している。

30

**【0039】**

ラベル紙 La は、手書きで記入可能であり且つプリンタによって所定の印刷内容が印刷可能な素材からなるものである。ラベル紙 La として、例えば、コート紙、上質紙、クラフト紙、サーマル紙等種々の紙類を採用することができ、特に本実施形態ではインクジェットプリンタ用マット紙を適用している。そして、ラベル紙 La の一方の面を前記記入面 Laz とするとともに他方の面であって且つ剥離紙 Ha に接する面に第二粘着剤層 Lax を形成している。第二粘着剤層 Lax は、周知の接着剤を用いてなるものであり、本実施形態においては、第二粘着剤層 Lax をエマルジョン型アクリル系粘着剤を用いて構成し、この第二粘着剤層 Lax をラベル紙 La の他方の面全域に形成している。

40

**【0040】**

剥離紙 Ha は、フィルム Fa の第一粘着剤層 Fax 側を向く面に第一剥離処理層 Hau を形成するとともに、ラベル紙 La の第二粘着剤層 Lax 側を向く面に第二剥離処理層 Hav を形成してある。これら各剥離処理層 Hau、Hav は、フィルム Fa の第一粘着剤層 Fax 側を向く面及びラベル紙 La の第二粘着剤層 Lax 側を向く面にそれぞれ剥離処

50

理剤として例えばシリコン樹脂溶液を塗布することによって形成したものであり、このシリコン塗布量を適宜調節することにより、ラベル紙L aの第二粘着剤層L a xよりもフィルムF aの第一粘着剤層F a xに対して優先的に剥離するように設定している。なお、各剥離処理層H a u、H a vの剥離力に差異を設けるための他の態様として、異種の剥離処理剤を使用する、又は剥離処理剤の塗布面積を異ならせる等の態様を採用してもよい。

#### 【0041】

そして、前記フィルムF aに抜き加工用の第一輪郭線F a oを形成し、単一の第一輪郭線F a oにより包囲されるフィルムF a上の領域に、互いに略等しい平面視寸法を有する第一フィルム区分F a 1及び第二フィルム区分F a 2を、これら第一フィルム区分F a 1と第二フィルム区分F a 2とを区分けする第一折り曲げ線F a 3を挟んで一体に形成している。本実施形態では、第一フィルム区分F a 1及び第二フィルム区分F a 2をそれぞれコーナー部が丸みを帯びた略形状に設定し、これら各フィルム区分F a 1、F a 2の一方の長辺同士を隣接させている。このようにして一体に形成してなる第一フィルム区分F a 1及び第二フィルム区分F a 2は、第一輪郭線F a oに沿ってラミネート用紙P a（具体的にはフィルムF a）から分離可能に設定されている。抜き加工用の第一輪郭線F a oは、フィルムF aの肉厚方向に貫通する切断部とフィルムF aの肉厚方向に貫通していない非切断部とを互い違いに連続させてなるものであり、本実施形態においては、第一フィルム区分F a 1及び第二フィルム区分F a 2を、ラミネート用紙P aから容易に切り離せるように、各フィルム区分F a 1、F a 2のコーナー部に位置する第一輪郭線F a oを切断部のみで形成し、各フィルム区分F a 1、F a 2の直線部に位置する第一輪郭線F a oを前記切断部と前記非切断部とを交互に配することによって形成している。特に、第一輪郭線F a oを構成する各非切断部の長さを0.2mmに設定することが好ましいが、非切断部の長さがこれに限らないことはいうまでもない。第一折り曲げ線F a 3は、前記切断部と前記非切断部とを互い違いに連続させてなるものである。

10

20

#### 【0042】

また、前記ラベル紙L aと前記剥離紙H aには、共通の抜き加工用の第二輪郭線L a oを形成し、単一の第二輪郭線L a oにより包囲されるラベル紙L a及び剥離紙H a上の領域に互いに略等しい平面寸法を有する第一ラベル区分L a 1及び第二ラベル区分L a 2、並びに第一剥離区分H a 1及び第二剥離区分H a 2を、第一ラベル区分L a 1と第二ラベル区分L a 2とを区分けし且つ第一剥離区分H a 1と第二剥離区分H a 2とを区分けする第二折り曲げ線L a 3を挟んで一体に形成している。本実施形態では、各ラベル区分L a 1、L a 2及び各剥離区分H a 1、H a 2の平面視寸法を、各フィルム区分F a 1、F a 2の平面視寸法よりも小さい略形状に設定し、これら各ラベル区分L a 1、L a 2及び各剥離区分H a 1、H a 2のそれぞれ一方の長辺同士を隣接させている。このようにして一体に形成してなる第一ラベル区分L a 1及び第二ラベル区分L a 2、並びに第一剥離区分H a 1及び第二剥離区分H a 2は、第二輪郭線L a oに沿ってラミネート用紙P a（具体的にはラベル紙L a及び剥離紙H a）から分離可能に設定されている。前記抜き加工用の第二輪郭線L a oは、ラベル紙L a及び剥離紙H aの肉厚方向に貫通する切断部のみからなり、他方、第二折り曲げ線L a 3は、ラベル紙L a及び剥離紙H aの肉厚方向に貫通する切断部と、ラベル紙L a及び剥離紙H aの肉厚方向に貫通していない非切断部とを互い違いに連続させてなるものである。なお、各ラベル区分L a 1、L a 2同士又は各剥離区分H a 1、H a 2同士が前記切断部を一部に有する第二折り曲げ線L a 3によって相互に分裂することを防止するために、第二折り曲げ線L a 3の両端をそれぞれ第二輪郭線L a oから所定距離離間した位置に設定してある。このような構成を有するラミネート用紙P aにおいて、各フィルム区分F a 1、F a 2は所定の力が付与されない限りフィルムF aから分離することはなく、各ラベル区分L a 1、L a 2及び各剥離区分H a 1、H a 2は第二輪郭線L a oによって切断されているものの、第一粘着剤層F a x及び第二粘着剤層L a xを介してフィルムF aに保持され、全体としてラミネート用紙P aの形態を保っている。

30

40

#### 【0043】

50

さらに、本実施形態においては、前記第一折り曲げ線 F a 3 と前記第二折り曲げ線 L a 3 とを面方向に偏位させて平面視平行をなすように位置付け、離脱前の状態にある第一ラベル区分 L a 1 及び第一剥離区分 H a 1 を、第一フィルム区分 F a 1 の領域内に配置するとともに、離脱前の状態にある第二ラベル区分 L a 2 及び第二剥離区分 H a 2 を、第一フィルム区分 F a 1 と第二フィルム区分 F a 2 とに跨るように配置している。また、第一ラベル区分 L a 1 及び第一剥離区分 H a 1 の周囲に第一フィルム区分 F a 1 による余剰部分が存在するとともに、第二ラベル区分 L a 2 及び第二剥離区分 H a 2 の周囲に第二フィルム区分 F a 2 による余剰部分が存在するように各ラベル区分 L a 1、L a 2 及び各剥離区分 H a 1、H a 2 を配置している。そして、本実施形態では、第一輪郭線 F a o により包囲される第一フィルム区分 F a 1 及び第二フィルム区分 F a 2 と、第二輪郭線 L a o により包囲される第一ラベル区分 L a 1 及び第二ラベル区分 L a 2 並びに第一剥離区分 H a 1 及び第二剥離区分 H a 2 とを A 4 サイズのラミネート用紙 P a にそれぞれ 4 箇所設けている。

10

#### 【0044】

次に、このような構成を有するラミネート用紙 P a からカード本体 C a 2 を作成する方法、及び当該カード本体 C a 2 と記憶媒体 C 1 とを用いて I D カード C a を作成する方法を図 3 を参照して説明する。

#### 【0045】

先ず、ラベル紙 L a に設けた第一ラベル区分 L a 1 及び第二ラベル区分 L a 2 の各記入面 L a z に、プリンタ（例えば、インクジェットプリンタ等の簡易タイプのプリンタ）を用いて所要事項を印刷し、又は手書きによって所要事項を記入し（同図（a））、次いで、第二輪郭線 L a o に沿って第一ラベル区分 L a 1 及び第二ラベル区分 L a 2 並びに第一剥離区分 H a 1 及び第二剥離区分 H a 2 をラミネート用紙 P a から剥がそうとすると、剥離紙 H a とフィルム F a の第一粘着剤層 F a x との間における剥離動作が、剥離紙 H a とラベル紙 L a の第二粘着剤層 L a x との間における剥離動作よりも優先して行われるため、各ラベル区分 L a 1、L a 2 と各剥離区分 H a 1、H a 2 とが重層した状態でラミネート用紙 P a から分離する（同図（b））。この状態において、ラベル紙 L a 及び剥離紙 H a には、各ラベル区分 L a 1、L a 2 及び各剥離区分 H a 1、H a 2 の離脱により前記第二輪郭線 L a o に囲まれてなる開口部 L a s が形成される。この開口部 L a s には、前記フィルム F a の第一粘着剤層 F a x が表出しており、前記重層状態にある各ラベル区分 L a 1、L a 2 及び各剥離区分 H a 1、H a 2 を、各ラベル区分 L a 1、L a 2 の記入面 L a z がフィルム F a の第一粘着剤層 F a x に対面するように裏返し、この裏返し姿勢で前記開口部 L a s に嵌め込み、第一ラベル区分 L a 1 の記入面 L a z を第一フィルム区分 F a 1 の第一粘着剤層 F a x に貼り付けるとともに、第一剥離区分 H a 1 と第二剥離区分 H a 2 とが対面するように第二ラベル区分 L a 2 及び第二剥離区分 H a 2 を第一ラベル区分 L a 1 及び第一剥離区分 H a 1 側へ第二折り曲げ線 L a 3 に沿って折り曲げる（同図（c））。この際、第二輪郭線 L a o によって形成された開口部 L a s は、重層状態にある第一ラベル区分 L a 1 及び第一剥離区分 H a 1 の第一フィルム区分 F a 1 に対する貼付位置を位置決めする位置決め手段として機能する。なお、開口部 L a s における第一フィルム区分 L a 1 側には、第二ラベル区分 L a 2 及び第二剥離区分 H a 2 を貼り付けて、第一ラベル区分 L a 1 及び第一剥離区分 H a 1 を第二折り曲げ線 L a 3 に沿って第二ラベル区分 L a 2 及び第二剥離区分 H a 2 側へ折り曲げることも可能であるが、ここでは説明の簡略化のため、上述の通りの工程で I D カード C a の作成を行うものとする。引き続き、フィルム F a に設けた第一輪郭線 F a o に沿って、第一フィルム区分 F a 1 及び第二フィルム区分 F a 2 を、重層状態にある各ラベル区分 L a 1、L a 2 及び各剥離区分 H a 1、H a 2 と共にラミネート用紙 P a から剥がすことにより、第一ラベル区分 L a 1 を第一フィルム区分 F a 1 によってラミネート処理を施したカード本体 C a 2 が形成される（同図（d））、当該（d）に示すカード本体 C a 2 はフィルム F a 側から見た図である。なお、この状態において、ラミネート用紙 P a における第二輪郭線 L a o に囲まれた開口部 L a s は中空となる。

20

30

40

50



## 【0046】

しかして、カード本体Ca2における第一剥離区分Ha1と第二剥離区分Ha2との間に前記記憶媒体C1を挟持させ、第二フィルム区分Fa2によって第二ラベル区分La2をラミネートするように第二フィルム区分Fa2を第一折り曲げ線Fa3に沿って第一フィルム区分Fa1側へ折り曲げるとともに、各ラベル区分La1、La2を外側から挟み込んだ状態で対面し且つ各ラベル区分La1、La2及び各剥離区分Ha1、Ha2の全周に存在する各フィルム区分Fa1、Fa2の余剰部分同士を、第一粘着剤層Fax同士を接着することによって貼り合わせると、カード本体Ca2における各ラベル区分La1、La2の間に前記記憶媒体C1を挟持させ且つ互いの記入面Lazを対応する各フィルム区分Fa1、Fa2でラミネートした一のIDカードCaが形成される(図1(a)、(b))。なお、記憶媒体C1を第一剥離区分Ha1と第二剥離区分Ha2との間に挟み込む工程は、各フィルム区分Fa1、Fa2を各ラベル区分La1、La2及び各剥離区分Ha1、Ha2と共にラミネート用紙Paから離脱させる前、又は離脱させた後何れの時点で行ってもよい。

10

## 【0047】

以上のような構成を有するIDカードCaは、ラミネート用紙Paから形成したカード本体Ca2の各ラベル区分La1、La2の間に記憶媒体C1を挟持させ、各フィルム区分Fa1、Fa2の第一粘着剤層Fax同士を貼り合わせるといった簡単な作業により一のIDカードCaを形成することができる。さらに、シート状の記憶媒体C1を、各ラベル区分La1、La2、各剥離区分Ha1、Ha2、及び各ラベル区分La1、La2をそれぞれラミネートする各フィルム区分Fa1、Fa2によって好適に保護することはできることは勿論のこと、これら各ラベル区分La1、La2をラミネートする各フィルム区分Fa1、Fa2の第一粘着剤層Fax同士を貼り合わせるように構成しているため、専用のシーラを用いる必要がなく、シーラが有するローラの圧力によって記憶媒体C1が破損する虞を解消し、IDカードCaの信頼性を高めることができる。また、業務用又は家庭用のプリンタを用いて、或いは手書きによる筆記によって各ラベル区分La1、La2の記入面Lazに可視情報を表示できるとともに、各記入面Lazをそれぞれ外側に向けた状態で重ね合わせているため、形成されたIDカードCaのオモテ面及びウラ面に可視情報を表示することが可能となり、実用性に優れたものとなる。しかも、IDカードCaを作成するに際して、予め専用の金型を成型する必要がないため、初期製作費用を抑えることができ、小ロット製作も可能であり、家庭内や比較的小規模なオフィスにおいて簡単かつ手軽にIDカードCaを作成することができる。また、一のIDカードCaを記憶媒体C1とカード本体Ca2の2部材から製作することができるため、部品点数を必要最小限に抑えることができ、コストの削減にも資する。

20

30

## 【0048】

しかも、記憶媒体C1は、これら各剥離区分Ha1、Ha2の何れにも貼り付けていない状態で第一剥離区分Ha1と第二剥離区分Ha2との間に挟持されているため、カードの使用後又は廃棄時に、鋏やカッターナイフ等を用いて第一剥離区分Ha1及び第二剥離区分Ha2において記憶媒体C1が位置しない部位を切断することにより、記憶媒体C1をカード本体Ca2から取り出すことが可能となり、当該取り出した記憶媒体C1を異なるカード本体Ca2に付帯させることにより新たな記憶媒体C1一体型カードを作成することができる。加えて、記憶媒体C1が各剥離区分Ha1、Ha2、各ラベル区分La1、La2及び各フィルム区分Fa1、Fa2の間に挟持されているため、記憶媒体C1の保護機能をさらに向上させることができる。

40

## 【0049】

なお、本発明は、以上に詳述した実施形態に限られるものではない。

## 【0050】

例えば、フィルムFa、剥離紙Ha、及びラベル紙Laの三層状のラミネート用紙Paからカード本体Ca2を形成する過程において、第二輪郭線La0に沿ってラベル紙La及び剥離紙Haから剥がし且つ重層状態にある各ラベル区分La1、La2及び各剥離区

50

分 H a 1、H a 2 を、各ラベル区分 L a 1、L a 2 の記入面 L a z がフィルム F a の第一粘着剤層 F a x に対面するように裏返し、この裏返し姿勢で前記開口部 L a s に嵌め込んで第一ラベル区分 L a 1 の記入面 L a z を第一フィルム区分 F a 1 の第一粘着剤層 F a x に貼り付けた時点、或いは、フィルム F a に設けた第一輪郭線 F a o に沿って第一フィルム区分 F a 1 及び第二フィルム区分 F a 2 を重層状態にある各ラベル区分 L a 1、L a 2 及び各剥離区分 H a 1、H a 2 と共にラミネート用紙 P a から剥がした時点で、第一剥離区分 H a 1 及び第二剥離区分 H a 2 をそれぞれ第一ラベル区分 L a 1 及び第二ラベル区分 L a 2 から剥がし、これら第一ラベル区分 L a 1 と第二ラベル区分 L a 2 との間に記憶媒体 C 1 を挟持させ、各剥離区分 H a 1、H a 2 を剥がすことにより表出してなる各ラベル区分 L a 1、L a 2 の第二粘着剤層 L a x 同士を接着することにより各ラベル区分 L a 1、L a 2 同士を貼り合わせるとともに、これら各ラベル区分 L a 1、L a 2 をそれぞれ外側から挟み込んだ状態で対面する第一フィルム区分 F a 1 と第二フィルム区分 F a 2 とを前記第一粘着剤層 F a x 同士の接着により貼り合わせてなる ID カード C a を形成してもよい。このような構成を有する ID カード C a は、各フィルム区分 F a 1、F a 2 の第一粘着剤層 F a x 同士を貼り合わせるのみならず、各ラベル区分 L a 1、L a 2 の第二粘着剤層 L a x 同士をも貼り合わせる態様であるため、カード C a 全体の貼り付け強度を有効に高めることができる。

#### 【0051】

特に本実施形態では、単一の第一輪郭線 F a o により包囲される領域に第一フィルム区分 F a 1 と第二フィルム区分 F a 2 を形成しており、また単一の第二輪郭線 L a o により包囲される領域に第一ラベル区分 L a 1 と第二ラベル区分 L a 2 及び第一剥離区分 H a 1 と第二剥離区分 H a 2 を形成しているので、記入面 L a z への印刷又は筆記後に、第一ラベル区分 L a 1 と第二ラベル区分 L a 2 及び第一剥離区分 H a 1 と第二剥離区分 H a 2 を全て一体に剥がす作業や裏返す作業をおこなうことができ、最後に ID カード C a を作成する段階でもそれらと第一フィルム区分 F a 1 及び第二フィルム区分 F a 2 を一体に取り扱うことができる。さらにラミネート用紙 P a においては、第一ラベル区分 L a 1 を第一フィルム区分 L a 1 の領域内に位置付けており、しかも第一ラベル区分 L a 1 の周囲全域に亘って第一フィルム区分 F a 1 による余剰部分を形成していることから、各ラベル区分 L a 1、L a 2 から各剥離区分 H a 1、H a 2 を剥がすか否かを問わず、当該余剰部分における両フィルム区分 F a 1、F a 2 の第一粘着剤層 F a x を貼り合わせて、両ラベル区分 L a 1、L a 2 を両フィルム区分 F a 1、F a 2 で覆った ID カード C a を作成することが可能である。また、一旦剥がした両ラベル区分 L a 1、L a 2 及び両剥離区分 H a 1、H a 2 を裏返し、その剥がした跡にできた開口部 L a s における第一フィルム区分 F a 1 側へ第一ラベル区分 L a 1 及び第一剥離区分 H a 1 を嵌め込んだ際には、第二折り曲げ線 L a 3 が第一フィルム区分 F a 1 上にあり、しかも第一ラベル区分 L a 1 と第二ラベル区分 L a 2 及び第一剥離区分 H a 1 と第二剥離区分 H a 2 が全て同形同大であるので、各剥離区分 H a 1、H a 2 を剥がさない場合には第二折り曲げ線 L a 3 に沿って第二ラベル区分 L a 1 及び第二剥離区分 H a 1 を折り返すだけで、各剥離区分 H a 1、H a 2 を剥がす場合には第二折り曲げ線 L a 3 に沿って第二ラベル区分 L a 2 を折り返すだけで、最終的に記入面 L a z が各フィルム区分 F a 1、F a 2 側を向くように簡単にラベル区分 L a 1、L a 2 同士を重ね合わせることが可能である。

#### 【0052】

また、上述した構成とは異なるラミネート用紙からカード本体を形成しても構わない。以下、図 4 ~ 図 9 を参照しながら説明する各ラミネート用紙は、各フィルム区分の平面視寸法を、各ラベル区分の平面視寸法よりも大きいものとした条件の下、それぞれ各フィルム区分、各剥離区分、及び各ラベル区分の形態や、各フィルム区分と各剥離区分及び各ラベル区分との位置関係が前述したラミネート用紙と異なるものである。

#### 【0053】

例えば、図 4 に示すラミネート用紙 P b は、第一フィルム区分 F b 1 と第二フィルム区分 F b 2 とを単一の第一輪郭線 F b o により包囲される領域に、これら第一フィルム区分

F b 1 と第二フィルム区分 F b 2 とを区分けし得る第一折り曲げ線 F b 3 を挟んで一体に形成するとともに、第一ラベル区分 L b 1 と第二ラベル区分 L b 2、及び第一剥離区分 H b 1 と第二剥離区分 H b 2 とを単一の第二輪郭線 L b o により包囲される領域に、これら第一ラベル区分 L b 1 と第二ラベル区分 L b 2、及び第一剥離区分 H b 1 と第二剥離区分 H b 2 とを区分けし得る第二折り曲げ線 L b 3 を挟んでそれぞれ一体に形成したものである。そして、第一折り曲げ線 F b 3 と第二折り曲げ線 L b 3 とを重層方向において同一直線状に位置付けて、離脱前の状態における第一ラベル区分 L b 1 及び第一剥離区分 H b 1 を第一フィルム区分 F b 1 の領域内に設定するとともに、離脱前の状態における第二ラベル区分 L b 2 及び第二剥離区分 H b 2 を、第二フィルム区分 F b 2 の領域内に設定したものである。このようなラミネート用紙 P b からカード本体 C b 2 を形成する場合、上記と略同じ手順で重層状態にある各剥離区分 H b 1、H b 2 及び各ラベル区分 L b 1、L b 2 を前記裏返し姿勢で開口部（図示省略）に嵌め込み、第一ラベル区分 L b 1 の記入面 L b z を第一フィルム区分 F b 1 の第一粘着剤層 F b x に貼り付けるとともに、第二ラベル区分 L b 2 の記入面 L b z を第二フィルム区分 F b 2 の第一粘着剤層 F b x に貼り付けた後、フィルム F b に設けた第一輪郭線 F b o に沿って、第一フィルム区分 F b 1 及び第二フィルム区分 F b 2 を、各ラベル区分 L b 1、L b 2 及び各剥離区分 H b 1、H b 2 と共にラミネート用紙 P b から剥がすことにより、第一ラベル区分 L b 1 及び第二ラベル区分 L b 2 を第一フィルム区分 F b 1 及び第二フィルム区分 F b 2 によってラミネート処理を施したカード本体 C b 2 が形成される。そして、各剥離区分 H b 1、H b 2 を各ラベル区分 L b 1、L b 2 から剥がさない場合は、第一折り曲げ線 F b 3 及び第二折り曲げ線 L b 3 に沿って、各フィルム区分 F b 1、F b 2 同士、各ラベル区分 L b 1、L b 2 同士及び各剥離区分 H b 1、H b 2 を相互に重ね合わせるように折り曲げ、或いは各剥離区分 H b 1、H b 2 を各ラベル区分 L b 1、L b 2 から剥がす場合は、各フィルム区分 F b 1、F b 2 同士、及び各剥離区分 H b 1、H b 2 を剥がした各ラベル区分 L b 1、L b 2 同士を相互に重ね合わせるように折り曲げる。そして、第一剥離区分 H b 1 と第二剥離区分 H b 2 との間、又は各剥離区分 H b 1、H b 2 を剥がした第一ラベル区分 L b 1 と第二ラベル区分 L b 2 との間に記憶媒体 C 1 を挟持させ、第一折り曲げ線 F b 3 及び第二折り曲げ線 L b 3 に沿って、各フィルム区分 F b 1、F b 2 同士、各ラベル区分 L b 1、L b 2 同士及び各剥離区分 H b 1、H b 2 を相互に重ね合わせるように折り曲げる、或いは各フィルム区分 F b 1、F b 2 同士、及び各剥離区分 H b 1、H b 2 を剥がした各ラベル区分 L b 1、L b 2 同士を相互に重ね合わせるように折り曲げるとともに、各ラベル区分 L b 1、L b 2 を外側から挟み込んだ状態で対面し且つ各ラベル区分 L b 1、L b 2 の周囲に存在する各フィルム区分 F b 1、F b 2 の余剰部分同士を、第一粘着剤層（図示省略）同士を接着することによって貼り合わせる、或いは、これら第一粘着剤層同士の接着に加えて、各ラベル区分 L b 1、L b 2 を、各剥離区分 H b 1、H b 2 を剥離することにより表出してなる第二粘着剤層（図示省略）同士を接着することによって貼り合わせると、少なくとも一縁部において第一折り曲げ線 F b 3 と第二折り曲げ線 L b 3 とが重なり合った I D カード C b が形成される（図 5 参照、同図（a）は一方の面から見た I D カード C b であり、同図（b）は他方の面から見た I D カード C b である）。このようなものであれば、ワンアクションで第二ラベル区分 L b 2 を第一ラベル区分 L b 1 に重ねるとともに第二フィルム区分 F b 2 を第一フィルム区分 F b 1 に重ねることが可能となり、カード本体 C b 2 については I D カード C b の作成工程をさらに簡易なものとするができる。

#### 【 0 0 5 4 】

また、図 6 に示すラミネート用紙 P c は、第一フィルム区分 F c 1 と第二フィルム区分 F c 2 とを単一の第一輪郭線 F c o により包囲される領域に、これら第一フィルム区分 F c 1 と第二フィルム区分 F c 2 とを区分けし得る第一折り曲げ線 F c 3 を挟んで一体に形成するとともに、第一ラベル区分 L c 1 と第二ラベル区分 L c 2 とを、それぞれ個別の第二輪郭線 L c o により包囲される領域に所定距離離間させて形成し、離脱前の状態にある第一ラベル区分 L c 1 及び第一剥離区分 H c 1 を、第一フィルム区分 F c 1 の領域内に設定するとともに、離脱前の状態にある第二ラベル区分 L c 2 及び第二剥離区分 H c 2 を、

第二フィルム区分 F c 2 の領域内に設定したものであり、斯かるラミネート用紙 P c からカード本体（図示省略）を作成してもよい。

【 0 0 5 5 】

このようなラミネート用紙 P c からカード本体を形成するには、記入面 L c z に印刷または筆記した第一ラベル区分 L c 1 及び第二ラベル区分 L c 2 をそれぞれ個別にラミネート用紙 P c から分離し且つ前記裏返し姿勢で、各第二輪郭線 L c o によって形成される各開口部（図示省略）に嵌め込んでフィルム F c の第一粘着剤層（図示省略）に貼り付け、フィルム F c に設けた第一輪郭線 F c o に沿って、第一フィルム区分 F c 1 及び第二フィルム区分 F c 2 を、重層状態にある各ラベル区分 L c 1、L c 2 及び各剥離区分 H c 1、H c 2 と共にラミネート用紙 P c から剥がすことになる。これにより、第一ラベル区分 L c 1 及び第二ラベル区分 L c 2 を第一フィルム区分 F c 1 及び第二フィルム区分 F c 2 によってラミネート処理を施したカード本体が形成される。なお、このカード本体に記憶媒体 C 1 を付帯させる方法は上述した方法と略同様であるため、詳細な説明は割愛する。なお、図 6 に示すラミネート用紙 P c から形成したカード本体と記憶媒体 C 1 とを一体的に備えた ID カード（図示省略）は、図 1 に示す ID カード C a におけるカード本体 C a 2（図示省略）の第一折り曲げ線 F a 3 及び第二折り曲げ線 L a 3 が存在しない点以外は、同図に示す ID カード C a と略同様の構成を有するものとなる。ただし、一方のラベル区分及び剥離区分を裏返しにして一方の開口部に嵌め込み、その状態で当該剥離区分をラベル区分から剥がしておいて、予め剥離区分を剥がした状態にした他方のラベル区分を裏返すことなく前記開口部に嵌め込んであるラベル区分に第二粘着剤層同士の接着で貼り合わせた後で、両フィルム区分 F c 1、F c 2 と両ラベル区分 L c 1、L c 2 を一体にラミネート用紙 P c から離脱させ、最後に一方のフィルム区分を他方のフィルム区分側へ折り返して貼り合わせることによっても、同様の ID カード C a を作成することができる。またこの工程で、剥離区分をラベル区分から剥がすことなく、一方のラベル区分及び剥離区分のみを裏返し一方の開口部に嵌め込んで位置決めしておき、両フィルム区分 F c 1、F c 2 ごとラミネート用紙 P c から離脱させた後で、他方のラベル区分及び剥離区分をフィルム区分に貼り付けられているラベル区分及び剥離区分に対して重ね合わせたうえで、一方のフィルム区分を他方のフィルム区分側へ折り返して貼り合わせることによっても、同様の ID カード C a を作成することができるのはいうまでもない。

【 0 0 5 6 】

また、図 7 に示すように、それぞれ単一の第一輪郭線 F d o に包囲された一体をなす第一ラベル区分 L d 1 及び第二ラベル区分 L d 2 の組を一对にして並列させて形成し、この並列方向と直交する方向に、それぞれ単一の第二輪郭線 L d o により包囲された一体をなす第一ラベル区分 L d 1 及び第二ラベル区分 L d 2 と一体をなす第一剥離区分 H d 1 及び第二剥離区分 H d 2 の組を一对にして並列させて形成したラミネート用紙 P d を採用しても構わない。特に、にこのラミネート用紙 P d では、各第一ラベル区分 L d 1 を対応する各第一フィルム区分 F d 1 の領域内に配置するとともに、離脱前の状態における各第二ラベル区分 L d 2 を、それらと一体をなす第一ラベル区分 L d 1 が配置された第一フィルム区分 F 1 と並列する他方の第二フィルム区分 F d 2 とに跨って配置し、並列配置された一对の前記第一フィルム区分 F d 1 及び第二フィルム区分 F d 2 の組同士を、所定距離離間させている。このようにカード本体の構成要素を一对に構成し、ラミネート用紙 P d 上のフィルム F d 側の構成要素とラベル L d 側の構成要素とを L 字型をなすように配置することで、ラミネート用紙 P d における当該構成要素の配置効率をさらに向上することができる。そして、重層状態にある一方の組の各剥離区分 H d 1、H d 2 及び各ラベル区分 L d 1、L d 2 を前記裏返し姿勢で開口部（図示省略）に嵌め込み、当該第一ラベル区分 L d 1 の記入面 L d z を対応する一方の組の第一フィルム区分 F d 1 の第一粘着剤層（図示省略）に貼り付けるとともに、一方の組を構成する第一剥離区分 H d 1 と第二剥離区分 H d 2 とが対面するように第二ラベル区分 L d 2 及び第二剥離区分 H d 2 を第一ラベル区分 L d 1 及び第一剥離区分 H d 1 側へ第二折り曲げ線 L d 3 に沿って折り曲げ、フィルム F d に設けた一方の組の第一フィルム区分 F d 1 及び第二フィルム区分 F d 2 を包囲してな

る第一輪郭線 F d o に沿って、一方の組の第一フィルム区分 F d 1 及び第二フィルム区分 F d 2 を、重層状態にある一方の組の各ラベル区分 L d 1、L d 2 及び各剥離区分 H d 1、H d 2 と共にラミネート用紙 P d から剥がすことにより、第一ラベル区分 L d 1 を第一フィルム区分 F d 1 によってラミネート処理を施したカード本体（図示省略）が形成される。なお、このカード本体を用いて作成した I D カードは、図 3 に示したものと略同様の形態となる。また、第一剥離区分 H d 1 及び第二剥離区分 H d 2 を剥がすことによって、第一ラベル区分 L d 1 と第二ラベル区分 L d 2 とを貼り合わせた形態の I D カードを作成することができるのは、上述した通りである。

**【 0 0 5 7 】**

なお、このカード本体（図示省略）に記憶媒体 C 1 を付帯させる方法は、第一折り曲げ線 F d 3 に沿った第二フィルム区分 F d 2 の折り曲げ方向と、第二折り曲げ線 L d 3 に沿った第二ラベル区分 L d 2 及び第二剥離区分 H d 2 の折り曲げ方向とを略直交させる点以外については上述した手順と略同様であるため、詳細な説明は割愛する。なお、図 7 に示すラミネート用紙 P d は、並列配置された一对の前記第一フィルム区分 F d 1 及び第二フィルム区分 F d 2 の組同士を、所定距離離間させているが、並列配置された一对の前記第一フィルム区分及び第二フィルム区分の組同士を、対応する各第一輪郭線が隣接位置において共通部分を有するように配置したラミネート用紙（図示省略）を採用しても構わない。さらには、第一フィルム区分と第二フィルム区分とを単一の第一輪郭線により包囲される領域に、これら第一フィルム区分と第二フィルム区分とを区分けし得る第一折り曲げ線を挟んで一体に形成するとともに、第一ラベル区分と第二ラベル区分とを単一の第二輪郭線により包囲される領域に、これら第一ラベル区分と第二ラベル区分とを区分けし得る第二折り曲げ線を挟んで一体に形成し、第一折り曲げ線と第二折り曲げ線とを、面方向に略直交するように位置付けることにより、第一輪郭線に囲まれてなる領域と、第二輪郭線に囲まれなる領域とを略 L 字型をなすように設定したラミネート用紙（図示省略）を用いてもよい。

**【 0 0 5 8 】**

また、図 8 に示すラミネート用紙 P e は、第一フィルム区分 F e 1 と第二フィルム区分 F e 2 とを、それぞれ個別の第一輪郭線 F e o により包囲される領域に所定距離離間させて形成するとともに、第一ラベル区分 L e 1 と第一剥離区分 H e 1、及び第二ラベル区分 L e 2 と第二剥離区分 H e 2 とを、それぞれ個別の第二輪郭線 L e o により包囲される領域に所定距離離間させて形成し、第一ラベル区分 L e 1 及び第一剥離区分 H e 1 を第一フィルム区分 F e 1 の領域内に設定するとともに、第二ラベル区分 L e 2 及び第二剥離区分 H e 2 を第二フィルム区分 F e 2 の領域内に設定したものである。

**【 0 0 5 9 】**

このようなラミネート用紙 P e を採用した場合、各ラベル区分 L e 1、L e 2 の記入面 L e z への印刷又は筆記の後、第一ラベル区分 L e 1 と第二ラベル区分 L e 2 とをそれぞれ別個に取り扱うこととなり、裏返した第一ラベル区分 L e 1 及び第一剥離区分 H e 1 と、第二ラベル区分 L e 2 及び第二剥離区分 H e 2 を、それぞれ個別に前記第二輪郭線 L e o によって形成される各開口部（図示省略）に嵌め込み、対応する各フィルム区分 F e 1、F e 2 と一体にラミネート用紙 P e から離脱させることができる。そして、各剥離区分 H e 1、H e 2 同士又は各剥離区分 H e 1、H e 2 を剥がし第二粘着剤層（図示省略）を表出させた各ラベル区分 L e 1、L e 2 同士を対面させるとともに、これら各剥離区分 H e 1、H e 2 同士の間又は各ラベル区分 L e 1、L e 2 同士の間記憶媒体 C 1 を挟持させた状態で、対面する各フィルム区分 F e 1、F e 2 の第一粘着剤層 F x 同士を接着することによりフィルム区分 F e 1、F e 2 同士を部分的に貼り合わせることで、或いは各剥離区分 H e 1、H e 2 を各ラベル区分 L e 1、L e 2 から剥がしている場合には各ラベル区分 L e 1、L e 2 の第二粘着剤層同士の接着によりラベル区分 L e 1、L e 2 同士をも貼り合わせることで一の I D カード（図示省略）を作成することができる。ただし、作成された I D カードは、図 3 に示したものと略同様の形態となる。

**【 0 0 6 0 】**

なお、同図においては、ラミネート用紙 P e における第一ラベル区分 L e 1 及び第一剥離区分 H e 1 と第二ラベル区分 L e 2 及び第二剥離区分 H e 2 との位置関係を、ラミネート用紙 P e の短辺方向に隣り合うように設定しているが、これに限らず、例えばラミネート用紙 P e の長辺方向に隣り合うように設定してもよく、あるいはこれら以外の位置関係に設定しても構わない。つまり、第一ラベル区分 L e 1 及び第一剥離区分 H e 1 と対になる第二ラベル区分 L e 2 及び第二剥離区分 H e 2 は、当該第一ラベル区分 L e 1 及び第一剥離区分 H e 1 を包囲する第二輪郭線 L e o とは異なる他の第二輪郭線 L e o に包囲されてなる領域に形成したラベル区分及び剥離区分であればよく、第一ラベル区分 L e 1 及び第一剥離区分 H e 1 と第二ラベル区分 L e 2 及び第二剥離区分 H e 2 との位置関係は特に制限されない。また、図 8 に図示したラミネート用紙 P e は、第一ラベル区分 L e 1 と第二ラベル区分 L e 2 とを、それぞれ個別の第二輪郭線 L e o により包囲される領域に所定距離離間させて形成したものであるが、第一フィルム区分と第二フィルム区分とを、それぞれ個別の第一輪郭線により包囲される領域に所定距離離間させて形成するとともに、第一ラベル区分と第二ラベル区分とを単一の第二輪郭線により包囲される領域に、これら第一ラベル区分及び第一剥離区分と第二ラベル区分及び第二剥離区分とを区分けし得る第二折り曲げ線を挟んでそれぞれ一体に形成し、第一ラベル区分と前記第二折り曲げ線とを第一フィルム区分の領域内に設定するとともに、離脱前の状態にある第二ラベル区分を、第一フィルム区分と第二フィルム区分とに跨って配置したラミネート用紙（図示省略）を採用しても構わない。このようなものであれば、第一ラベル区分及び第一剥離区分と第二ラベル区分及び第二剥離区分とを一体に取り扱うことができる。

10

20

## 【 0 0 6 1 】

また、図 8 に示したラミネート用紙 P e の変形例として、図 9 に示すラミネート用紙 P e ' を採用することもできる。なお、説明の都合上、図 9 において図 8 に対応する部位には、対応する符号に全て「'」を付している。このラミネート用紙 P e ' では、各フィルム区分 F e 1 '、F e 2 '、各ラベル区分 L e 1 '、L e 2 '、各剥離区分 H e 1 '、H e 2 '、第二輪郭線 L e o ' の構成、サイズ、配置位置関係については前記ラミネート用紙 P e と略同一としてある（同図（a）参照）。その一方、同図（b）に模式的な断面図で現すように、抜き加工用の第一輪郭線 F e o ' については、ラベル紙 L e ' 及び剥離紙 H e ' を貫通してフィルム F e ' に至るように、ラベル紙 L e ' 側からカッターの刃を入れている点で、ラミネート用紙 P e 及び上記各ラミネート用紙 P a ~ P d と異なっている。ここで第一輪郭線 F e o ' は、切断部と非切断部とが交互に連続するミシン目を採用することができ、特に切断部と非切断部との繰り返しピッチを極めて小さくしたマイクロミシン目を採用することが望ましい。このように第一輪郭線 F e o ' にマイクロミシン目を適用した場合には、ラベル紙 L e ' 及び剥離紙 H e ' の材質が紙であるために第一輪郭線 F e o ' に沿って完全に切断されるが、フィルム F e ' は樹脂素材であるために切断部と非切断部とが明確に残存し、各フィルム区分 F e 1 '、F e 2 ' が非切断部においてフィルム F e ' の他の領域と繋がっていることとなる。また、このラミネート用紙 P e ' においては、隣接する第一フィルム区分 F e 1 '、第一ラベル区分 L e 1 '、第一剥離区分 H e 1 ' の組同士、及び隣接する第二フィルム区分 F e 2 '、第二ラベル区分 L e 2 '、第二剥離区分 H e 2 ' の組同士の間にも、例えばマイクロミシン目のようなミシン目からなる切取線 P e m ' を形成している。さらに、隣接する第一フィルム区分 F e 1 '、第一ラベル区分 L e 1 '、第一剥離区分 H e 1 ' の組と第二フィルム区分 F e 2 '、第二ラベル区分 L e 2 '、第二剥離区分 H e 2 ' の組との中間位置には、折り曲げ線 P e n ' を形成している。本例の場合、切取線 P e m ' はラミネート用紙 P e ' の短辺と平行に設けられ、折り曲げ線 P e n ' は長辺と平行に設けられることとなる。

30

40

## 【 0 0 6 2 】

このようなラミネート用紙 P e ' から I D カードを作成する手順は、次のようになる。まず、ラベル紙 L e ' の各ラベル区分 L e 1 '、L e 2 ' に所要事項を印刷又は筆記した後、第一ラベル区分 L e 1 ' と第一剥離区分 H e 1 '、及び第二ラベル区分 L e 2 ' と第二剥離区分 H e 2 ' をそれぞれラミネート用紙 P e ' から剥がし、それらを裏返しにして先に剥

50

がすことによって形成された開口部（図示省略）へ嵌め戻す。次に、ラベル紙  $L e'$  及び剥離紙  $H e'$  において第一輪郭線  $F e o'$  と第二輪郭線  $L e o'$  とに囲まれた「口」字形の領域（同図で網掛けを付した領域）を剥がし取る。このようにすることで、当該「口」字形の領域におけるフィルム  $F e'$  の第一粘着剤層  $F e x'$  が露出することになる。そして、切取線  $P e m'$  に沿って、フィルム  $F e'$ 、ラベル紙  $L e'$  及び剥離紙  $H e'$  のうち各フィルム区分  $F e 1'$ 、 $F e 2'$ 、各ラベル区分  $L e 1'$ 、 $L e 2'$  及び各剥離区分  $H e 1'$ 、 $H e 2'$  を含む領域を切り取り、その切り取って得られた長方形の紙片を折り曲げ線  $P e n'$  に沿って谷折りにするとともに、第一剥離区分  $H e 1'$  と第二剥離区分  $H e 2'$  との間に記憶媒体  $C 1$  を挟持させた状態で、前記「口」字形の領域において露出した第一粘着剤層  $F e x'$  同士を貼り合わせる。このようにすることで、各ラベル区分  $L e 1'$ 、 $L e 2'$  の記入面  $L e z'$  が対応する各フィルム区分  $F e 1'$ 、 $F e 2'$  に密着された状態で、各フィルム区分  $F e 1'$ 、 $F e 2'$ 、各ラベル区分  $L e 1'$ 、 $L e 2'$  及び各剥離区分  $H e 1'$ 、 $H e 2'$  が重合され、且つ第一剥離区分  $H e 1'$  と第二剥離区分  $H e 2'$  との間に記憶媒体  $C 1$  が介在する形態となる。最後に、この重合されたものを第一輪郭線  $F e o'$  に沿って、先に切り取った紙片から離脱させることで、図 1 に示した ID カード  $C a$  と略同様のものが得られる。

10

## 【0063】

なお、前記折り曲げ線  $P e n'$  に沿った折り曲げ工程の前に、各剥離区分  $H e 1'$ 、 $H e 2'$  を各ラベル区分  $L e 1'$ 、 $L e 2'$  から剥がし取り、各ラベル区分  $L e 1'$ 、 $L e 2'$  における第二粘着剤層  $L e x'$  を露出させておけば、フィルム区分  $F e 1'$ 、 $L e 2'$  同士に加えて、ラベル区分  $L e 1'$ 、 $L e 2'$  同士をも貼り合わせることができる。なお、この場合は、第一ラベル区分  $L e 1'$  と第二ラベル区分  $L e 2'$  との間に記憶媒体  $C 1$  を挟持させることになる。また、「口」字形の領域を剥がし取る工程と、切取線  $P e m'$  に沿って切り取る工程とは、順序を逆にすることもできる。さらにまた、一枚のラミネート用紙  $P e'$  に設けられた全てのラベル区分  $L e 1' \dots$ 、 $L e 2' \dots$  の記入面  $L e z'$  に印刷又は筆記を施しておき、一挙に複数のラミネートカードを作成する場合には、切取線  $P e m'$  に沿った切り取り工程を省略し、折り曲げ線  $P e n'$  に沿って折り曲げたラミネート用紙  $P e'$  から複数の ID カードを離脱させてもよい。さらにこのラミネート用紙  $P e'$  を用いた場合であっても、図 8 に示したラミネート用紙  $P e$  と同様の手順で ID カードを作成することができるのはいうまでもない。

20

30

## 【0064】

以上、これまでに述べた各図に示すラミネート用紙は、何れも各フィルム区分の平面視寸法を、各ラベル区分の平面視寸法よりも大きく設定したものである。このような条件下であれば、上述したように、第一粘着剤層同士の接着により第一フィルムと第二フィルムとを部分的に貼り合わせることが可能であるため、剥離紙が必須の構成要件とはならない。すなわち、各図に示すラミネート用紙を、フィルムとラベル紙とを重層した二層構造のラミネート用紙（図示省略）としても構わない。この場合、フィルムの一方の面であって且つラベル紙に接する面に第一粘着剤層を形成し、他方、ラベルの一方の面記入面とするとともにフィルムに接する面に剥離処理層を形成することにより、記入面に印刷又は筆記した後に第一ラベル区分及び第二ラベル区分をラミネート用紙（具体的にはラベル紙）から剥がすことが可能となり、当該第一ラベル区分及び第二ラベル区分を前記裏返し姿勢で開口部に嵌め込み、開口部内において表出しているファイルの第一粘着剤層を介してラベル区分の記入面をフィルムに貼着し、これらラベル区分とフィルム区分とを一体にしてラミネート用紙（具体的にはフィルム）から分離することにより、少なくとも一方のラベル区分をフィルム区分によってラミネートしてなるカード本体を形成することができる。しかして、カード本体における第一ラベル区分と第二ラベル区分とを、これら各ラベル区分の間に記憶媒体を挟持させ且つ互いの記入面をそれぞれ外側に向けた状態で重ね合わせるとともに、各ラベル区分を外側から挟み込んだ状態で対面する第一フィルム区分と第二フィルム区分の第一粘着剤層同士を貼り合わせた構成を有する ID カード（図示省略）となる。このような構成を有する ID カードであっても、記憶媒体を好適に保護することが

40

50

できるとともに、簡単に作成することができ、実用性に優れたものである。

【0065】

一方、フィルム、剥離紙、及びラベル紙からなる三層状のラミネート用紙における第一フィルム区分の平面視寸法を、第一ラベル区分及び第一剥離区分の平面視寸法と略同一に設定し、且つ第一フィルム区分と第一ラベル区分と第一剥離区分、及び第二フィルム区分と第二ラベル区分と第二剥離区分を、それぞれ同一箇所に重合するように設定したラミネート用紙からカード本体を形成し、このカード本体と記憶媒体とを一体的に備えてなるIDカードとしてもよい。

【0066】

その一例として、例えば図10(同図(a)はラミネート用紙Pgをラベル紙Lg側から見た平面図であり、同図(b)は(a)のB-B線端面図である。)に示すラミネート用紙Pgは、フィルムFgの一方の面に第一粘着剤層Fgxを形成している点、ラベル紙Lgの一方の面を記入面Lgzとし他方の面に第二粘着剤層Lgxを形成している点、剥離紙HgのフィルムFgの第一粘着剤層Fgx側を向く面に第一剥離処理層Hguを形成するとともに、ラベル紙Lgの第二粘着剤層Lgx側を向く面に第二剥離処理層Hgvを形成して点等、基本的な構成は前記図2等に示すラミネート用紙Paと略同様である。また、前記フィルムFgに抜き加工用の第一輪郭線Fgoを形成し、単一の第一輪郭線Fgoにより包囲されるフィルムFg上の領域に、互いに略等しい平面視寸法を有する第一フィルム区分Fg1及び第二フィルム区分Fg2を、これら第一フィルム区分Fg1と第二フィルム区分Fg2とを区別する第一折り曲げ線Fg3を挟んで一体に形成している点、及び、前記ラベル紙Lgと前記剥離紙Hgには、共通の抜き加工用の第二輪郭線Lgoを形成し、単一の第二輪郭線Lgoにより包囲されるラベル紙Lg及び剥離紙Hg上の領域に互いに略等しい平面寸法を有する第一ラベル区分Lg1及び第二ラベル区分Lg2、並びに第一剥離区分Hg1及び第二剥離区分Hg2を、第一ラベル区分Lg1と第二ラベル区分Lg2とを区別し且つ第一剥離区分Hg1と第二剥離区分Hg2とを区別する第二折り曲げ線Lg3を挟んで一体に形成している点も前記図2に示すものと同様であるが、第一輪郭線Fgoと第二輪郭線Lgo、及び第一折り曲げ線Fg3と第二折り曲げ線Lg3とをそれぞれ重層方向において同一直線上に位置付けている点において異なる。

【0067】

このようなラミネート用紙Pgからカード本体Cg2を形成する方法、及びこのカード本体Cg2に記憶媒体C1に付帯させて一のIDカードCgを作成する方法は、前述した方法と略同様であるが、決定的な違いは、各フィルム区分Fg1、Fg2が各ラベル区分Lg1、Lg2と略同じ平面視寸法を有するため、各フィルムFgの第一粘着剤層Fgx同士を接着させることができない点である。したがって、このようなラミネート用紙Pgから形成されるカード本体Cg2を用いて一のIDカードCgを作成するためには、第一剥離区分Hg1及び第二剥離区分Hg2をそれぞれ第一ラベル区分Lg1及び第二ラベル区分Lg2から剥がす必要がある。その結果、当該ラミネート用紙Pgから形成したカード本体Cg2を用いて作成したIDカードCgは、各剥離区分Hg1、Hg2を剥がすことによって第二粘着剤層Lgxを表出させてなる第一ラベル区分Lg1と第二ラベル区分Lg2とを、これら各ラベル区分Lg1、Lg2の間に記憶媒体Cg1を挟持させ且つ互いの記入面Lgzをそれぞれ外側に向けた状態で重ね合わせるとともに、対面する第一ラベル区分Lg1と第二ラベル区分Lg2の第二粘着剤層Lgx同士を貼り合わせた構成を有するものとなる(図11参照、同図(a)は一方の面から見たIDカードCgであり、同図(b)は他方の面から見たIDカードCgである)。このようなものであっても、簡単な作業により一のIDカードCgを形成することができ、各ラベル区分Lg1、Lg2及び各ラベル区分Lg1、Lg2をそれぞれラミネートする各フィルム区分Fg1、Fg2によって記憶媒体C1を好適に保護することはできる等、上述した効果と略同様の効果を得ることができる。

【0068】

また、図12に示すように、第一フィルム区分Fi1の平面視寸法を、第一ラベル区分



L i 1 及び第一剥離区分 H i 1 の平面視寸法と略同一に設定し、且つ第一フィルム区分 F i 1 と第一ラベル区分 L i 1 と第一剥離区分 H i 1、及び第二フィルム区分 F i 2 と第二ラベル区分 L i 2 と第二剥離区分 H 2 を、それぞれ同一箇所に重合するように設定する条件下、第一フィルム区分 F i 1、第一ラベル区分 L i 1 及び第一剥離区分 H i 1 の組と、第二フィルム区分 F i 2、第二ラベル区分 L i 2 及び第二剥離区分 H i 2 の組とを、所定距離離間させて配置したラミネート用紙 P i からカード本体（図示省略）を作成してもよい。

【 0 0 6 9 】

このようなラミネート用紙 P i を採用した場合、各ラベル区分 L i 1、L i 2 への印刷又は筆記の後、第一ラベル区分 L i 1 と第二ラベル区分 L i 2 とをそれぞれ別個に取り扱うこととなり、裏返した第一ラベル区分 L i 1 及び第一剥離区分 H i 1 と、第二ラベル区分 L i 2 及び第二剥離区分 H i 2 を、それぞれ個別に前記第二輪郭線 L i o によって形成される各開口部（図示省略）に嵌め込み、対応する各フィルム区分 F i 1、F i 2 と一体にラミネート用紙 P i から離脱させることができる。このようなラミネート用紙 P i からカード本体を作成する方法、及び当該カード本体に記憶媒体 C 1 を付帯させる方法は、図 8 に示すラミネート用紙 P e からカード本体を作成する方法、及び当該カード本体に記憶媒体 C 1 を付帯させる方法と略同じであるが、前記図 1 0 に示すものと同様に、第一剥離区分 H i 1 及び第二剥離区分 H i 2 をそれぞれ第一ラベル区分 L i 1 及び第二ラベル区分 L i 2 から剥がす必要がある点で異なる。なお、同図においては、ラミネート用紙 P i における第一ラベル区分 L i 1 及び第一剥離区分 H i 1 と第二ラベル区分 L i 2 及び第二剥離区分 H i 2 との位置関係を、ラミネート用紙 P i の短辺方向に隣り合うように設定しているが、これに限らず、例えばラミネート用紙 P i の長辺方向に隣り合うように設定してもよく、あるいはこれら以外の位置関係に設定しても構わない。つまり、第一ラベル区分 L i 1 及び第一剥離区分 H i 1 と対になる第二ラベル区分 L i 2 及び第二剥離区分 H i 2 は、当該第一ラベル区分 L i 1 及び第一剥離区分 H i 1 を包囲する第二輪郭線 L i o とは異なる他の第二輪郭線 L i o に包囲されてなる領域に形成したラベル区分及び剥離区分であれば両者の位置関係は特に問わない。そして、作成される I D カードは、図 1 1 に示したものと略同様の形態となる。

【 0 0 7 0 】

なお、本発明におけるラミネート用紙、及びそれから作成されるカード本体及び I D カードは、上述した各種のものに限定されるものではない。例えば、ラミネート用紙自体の大きさや形状、各フィルム区分、ラベル区分、剥離区分の大きさや形状等の具体的構成は、本発明の趣旨を逸脱しない限り任意である。

【 0 0 7 1 】

また、上記各実施形態において、記憶媒体一体型カードの一例として入退室管理用等に用いられる I D カードを挙げているが、その他にも、本発明に係る記憶媒体一体型カードを、例えば遊園地等における一定期間限りの入退場カード、或いはタグカードやインデックスカード等、種々のカードとして活用することができることはいうまでもない。

【 0 0 7 2 】

また、一枚のラミネート用紙から少なくとも一以上のカード本体を作成することができるが、その個数は特に限定されるものではない。

【 0 0 7 3 】

また、第一ラベル区分と第一フィルム区分との間、若しくは第二ラベル区分と第二フィルム区分との間に他の物品を挟持させた状態でラベル区分とフィルム区分とを貼り合わせることで、記入面への印刷や筆記の代替とすることができる。この他の物品には薄手の物が適しており、例えば生花を適用すれば、押し花入りの I D カードを作成することができる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 7 4 】

【 図 1 】 本発明の一実施形態に係る I D カードの全体図。

10

20

30

40

50

【図 2】同実施形態におけるラミネート用紙を示す図。

【図 3】同実施形態におけるラミネート用紙からカード本体を作成する工程の説明図。

【図 4】同実施形態におけるラミネート用紙の一変形例を示す図。

【図 5】同ラミネート用紙から作成される ID カードの全体図。

【図 6】同実施形態におけるラミネート用紙の一変形例を示す図。

【図 7】同実施形態におけるラミネート用紙の一変形例を示す図。

【図 8】同実施形態におけるラミネート用紙の一変形例を示す図。

【図 9】図 8 に示すラミネート用紙の一変形例を示す図。

【図 10】同実施形態におけるラミネート用紙の一変形例を示す図。

【図 11】同ラミネート用紙から作成されるラミネートカードを示す全体図。

10

【図 12】同実施形態におけるラミネート用紙の一変形例を示す図。

【符号の説明】

【0075】

C a、C b、C g ... 記憶媒体一体型カード (ID カード)

C 1 ... 記憶媒体

C a 2、C b 2、C g 3 ... カード本体

P a、P b、P c、P d、P e、P e'、P g、P i ... ラミネート用紙

F a、F b、F c、F d、F e、F e'、F g、F i ... フィルム

F a 1、F b 1、F c 1、F d 1、F e 1、F e 1'、F g 1、F i 1 ... 第一フィルム

区分

20

F a 2、F b 2、F c 2、F d 2、F e 2、F e 2'、F g 2、F i 2 ... 第二フィルム

区分

F a 3、F b 3、F c 3、F d 3、F g 3 ... 第一折り曲げ線

F a o、F b o、F c o、F d o、F e o、F e o'、F g o、F i o ... 第一輪郭線

F a x、F e x'、F g x ... 第一粘着剤層

L a、L b、L c、L d、L e、L e'、L g、L i ... ラベル紙

L a 1、L b 1、L c 1、L d 1、L e 1、L e 1'、L g 1、L i 1 ... 第一ラベル区

分

L a 2、L b 2、L c 2、L d 2、L e 2、L e 2'、L g 2、L i 2 ... 第二ラベル区

分

30

L a 3、L b 3、L c 3、L d 3、L g 3 ... 第二折り曲げ線

L a o、L b o、L c o、L d o、L e o、L e o'、L g o、L i o ... 第二輪郭線

L a z、L b z、L c z、L d z、L e z、L e z'、L g z、L i z ... 記入面

L a x、L e x'、L g x ... 第二粘着剤層

L a s ... 開口部

H a、H b、H c、H d、H e、H g、H i ... 剥離紙

H a 1、H b 1、H c 1、H d 1、H e 1、H e 1'、H g 1、H i 1 ... 第一剥離区分

H a 2、H b 2、H c 2、H d 2、H e 2、H e 2'、H g 2、H i 2 ... 第二剥離区分

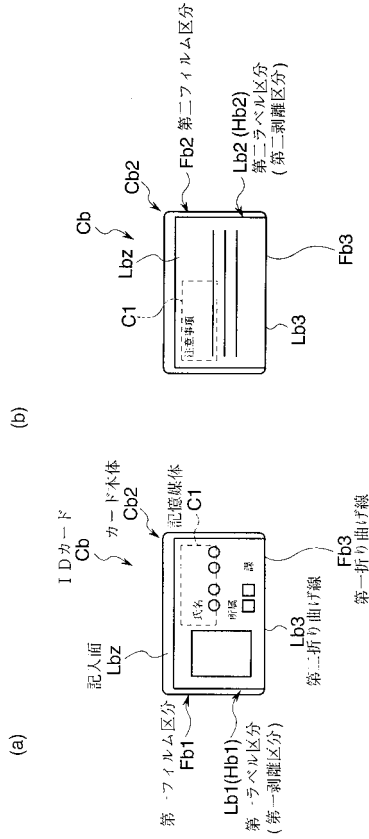
H a u、H e u'、H g u ... 第一剥離処理層

H a v、H e v'、H g v ... 第二剥離処理層

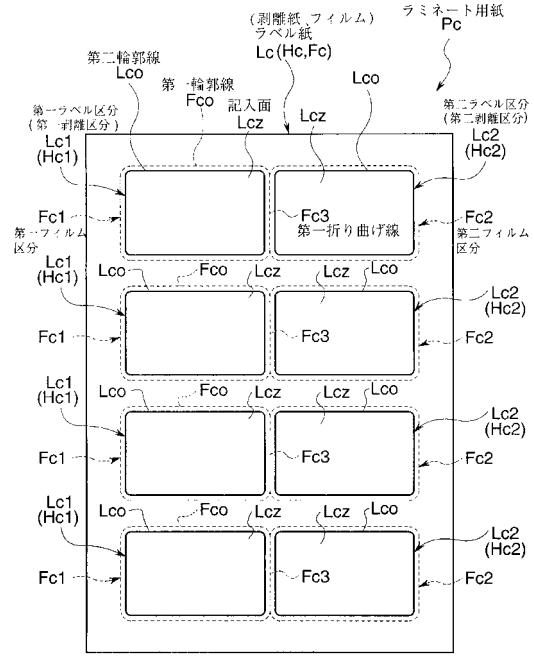
40



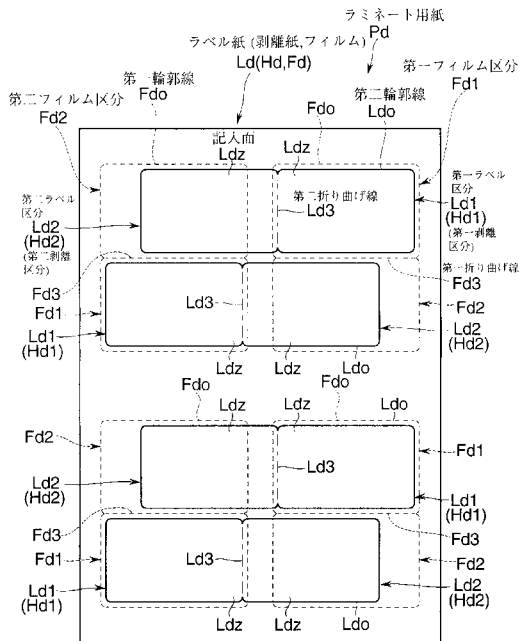
【 図 5 】



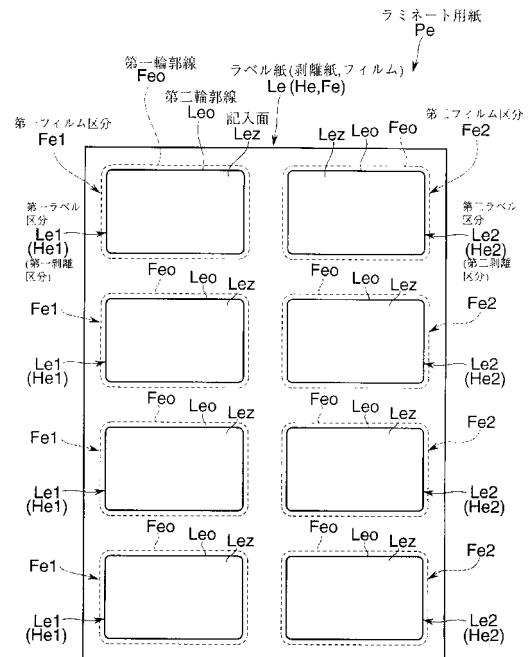
【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】





---

フロントページの続き

- (72)発明者 岡本 充  
大阪市東成区大今里南6丁目1番1号 コクヨ株式会社内
- (72)発明者 木村 正明  
大阪市東成区大今里南6丁目1番1号 コクヨ株式会社内
- (72)発明者 伊藤 博彰  
愛媛県四国中央市川之江町長須2-2番地の2 タック化成株式会社内
- (72)発明者 相馬 一彦  
石川県金沢市打木町東1-4-5-6番地 株式会社藤井内
- Fターム(参考) 2C005 MA19 MB01 PA03 PA14 PA21 RA06 RA11  
5B035 AA04 BA05 BB09 CA01 CA24